

公共施設等総合管理計画について

1 趣旨

本市では、平成29年に策定した「芦屋市公共施設等総合管理計画」について、策定から約8年が経過し、予測を上回るペースでの人口減少や少子高齢化の進行、建設資材費・エネルギーコストの高騰等、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、計画の改定を行います。

今回の改定では、最新の人口推計や財政状況、物価変動を反映させるとともに、これまでの取組成果と新たな課題を整理し、より実効性の高い計画とすることを目的としています。また、従来別途策定していた「公共施設の最適化構想」を本計画に包含し、一体的な施設マネジメントを推進してまいります。

このたび改定案を作成しましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

2 芦屋市公共施設等総合管理計画（原案）

別紙のとおり

3 今後の予定

(1) 市民意見募集

- ・募集期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月23日（金）まで
- ・周知方法 広報あしや12月号、市ホームページ、広報掲示板にて募集案内を行う。
- ・閲覧場所 市ホームページ、市役所（南館2階DX行革推進課、北館1階行政情報コーナー）、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、あしや市民活動センター（リードあしや）、図書館本館、保健福祉センター、潮芦屋交流センター、上宮川文化センター
- ・提出方法 DX行革推進課に持参、郵送、ファクス、ホームページ上の意見募集専用フォーム

(2) 市民意見募集結果の報告

- ・令和8年2月

4 添付資料

- ・別紙1 芦屋市公共施設等総合管理計画（原案）
- ・別紙2 芦屋市公共施設等総合管理計画（原案）概要版

芦屋市公共施設等総合管理計画

(原案)

平成29年(2017年)3月
【令和8年(2026年)3月改訂】

芦屋市

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

内容

第1章 計画策定の背景と目的	1
1 背景と目的	1
2 計画の対象施設	2
3 計画の位置づけ	3
第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題	4
1 公共施設等の現況	4
(1) 公共施設の現況	4
(2) インフラ施設の現況	10
2 人口についての今後の見通し	11
(1) 人口総数の推移と見通し	11
(2) 年齢3区分別人口の推移と見通し	12
3 財政の現状と課題	14
(1) 財政全般の現状と見通し及び課題	14
(2) 投資的経費の見通し	18
4 将来更新費用試算	20
(1) 試算の条件	20
(2) 試算結果	24
5 公共施設等の現況と課題に関する基本認識	27
(1) 公共施設等が抱える課題	27
(2) 人口の推移及び見通しと課題	28
(3) 財政における現状及び見通しと課題	28
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	29
1 計画の策定方針	29
(1) 公共施設等マネジメントの理念・目的	29
(2) 計画期間	30
(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	31
(4) 実施方針	37
2 取組体制と情報管理	40
(1) 取組体制	40
(2) 情報管理・共有	40
3 フォローアップの実施方針	41
(1) マネジメントサイクルによるフォローアップ	41
第4章 インフラ施設の施設類型ごとの管理に関する基本方針	42
(1) 道路	42

(2) 橋梁	44
(3) 公園	45
(4) 上水道施設	46
(5) 下水道施設	48
(6) 供給処理施設(廃棄物処理施設)	50
第5章 公共施設の最適化構想(令和8年度～27年度)	51
1 概要	51
(1) 構想策定の背景と目的・上位計画等との位置づけ	51
(2) 基本方針	52
2 実施方針等	53
(1) 実施方針	53
(2) プロジェクト概要等	54
3 市民と共に考える公共施設マネジメント	59
(1) 市民ワークショップ「公共施設の未来を考えよう！」	59
(2) 市民と市長の対話集会 テーマ「公共施設」	63
資料編	65
1 過去に行った対策の実績	65
2 施設保有量及び有形固定資産減価償却率の推移	66
3 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	66

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して多くの公共施設やインフラ施設が整備され、本市においても昭和40年代から50年代の人口の増加に伴い、学校や公営住宅をはじめ多くの公共施設を整備してきました。これらの施設は、建築後30年以上経過する建物が数多く存在し、今後、建替えや大規模な改修が必要となってきます。

これらの建替えや大規模改修には多額の経費が見込まれ、国、地方とも生産年齢人口減少に伴う税収の減少や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大など厳しい財政状況にある中、既存施設の全てを同規模で維持し続けることは困難な状況となっています。

また、人口減少とともに年齢構成、社会情勢の変化に伴い、公共施設等¹に対するニーズも変化していくことが予測されます。

平成26年(2014年)4月に総務省より、全国の地方公共団体に対し、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。これにより、地方公共団体は、公共施設、道路や橋梁などのインフラ施設の全ての「公共施設等」を対象として、10年以上の長期視点をもち、財政や人口の見通しとライフサイクルコスト²を考慮した計画を策定することになっています。

本市においては、これまで建築物の保全計画をはじめ、道路、公園等のインフラ施設の長寿命化計画など、各公共施設等の改修、維持管理³について、分野ごとに策定した計画に基づき整備を進めてきました。

しかしながら、本市においても人口や財政状況を踏まえ、公共施設等の全体を把握した上で、今後の公共施設等のあり方について、長期的な視点をもって策定することが必要であり、「芦屋市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を平成29年(2017年)3月に策定しました。

本改訂は、当初策定時以降に変更等のあった個別施設計画や物価高騰等に鑑み、将来負担経費見通しを反映したものです。

¹ 公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物のこと。具体的には、いわゆるハコモノの他道路・橋梁等の土木構造物、公営企業に類する施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

² ライフサイクルコスト：施設等の計画・設計・施行から維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

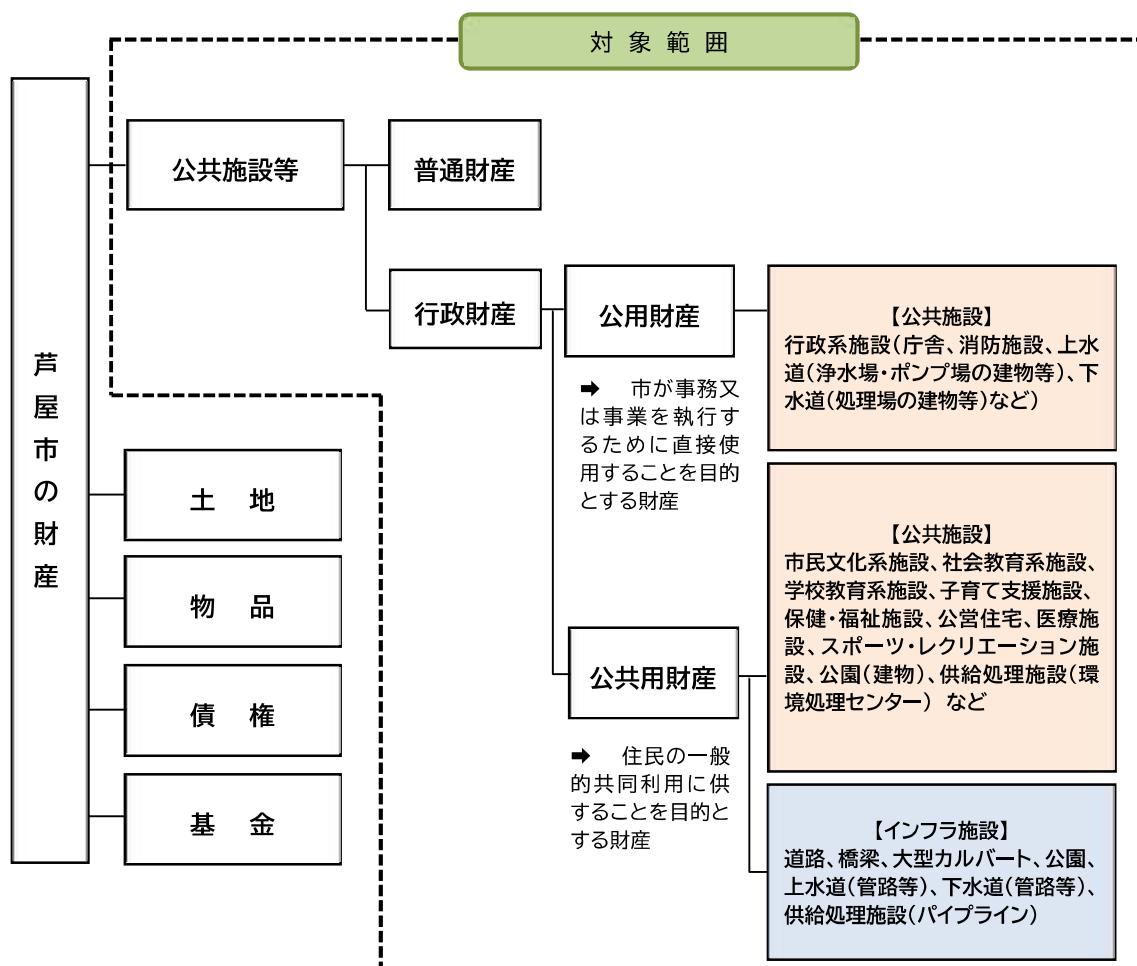
³ 維持管理：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などのこと。

2 計画の対象施設

本市において対象とする施設は、本市が保有もしくは管理する「公有財産」を対象とします。本市では、庁舎や消防施設、学校、公営住宅などの建物を有する施設を「公共施設」、道路や橋梁、上下水道の管路などの建物を有しない施設を「インフラ施設」とし、「公共施設」と「インフラ施設」を計画の対象施設とします。

なお、本計画においては、市が所有せず管理・運営のみ行っている建物・企業会計(病院・上水道など)に関する建物も対象としています。

図 1-2-1 計画の対象施設



地方自治法 第238条

■行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産

■普通財産

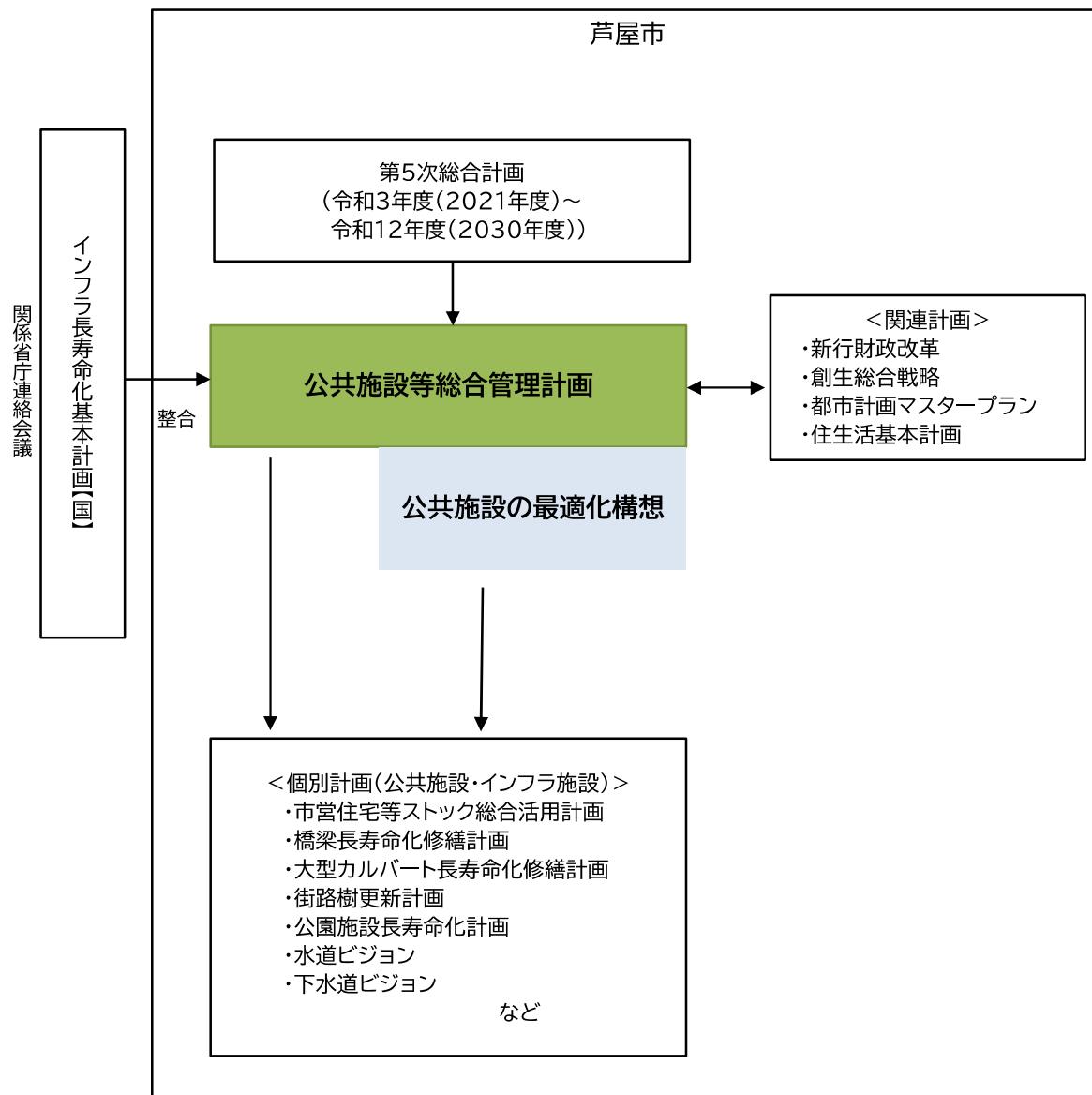
行政財産以外の公有財産

3 計画の位置づけ

本計画は、平成25年(2013年)11月の国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として位置づけるとともに、平成26年(2014年)4月に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき作成するものです。

また、本市における位置づけは、市の最上位計画である「第5次総合計画」に即する課題別計画であるとともに、今後の公共施設等の基本方針を定めるものであることから、これまでに策定した公共施設の最適化構想や各種個別施設計画などの上位計画です。

図 1-3-1 計画の位置づけ



第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1 公共施設等の現況

(1) 公共施設の現況

ア 公共施設数量の状況

本市の公共施設は、228施設、延床面積の合計は400,568m²となっています(令和6年(2024年)3月31日時点、所有以外に管理・運営のみの施設も含む)。

また、市民一人あたりの公共施設延床面積は、4.31m²となっています(芦屋市人口推計結果(令和6年度)推計値人口92,898人をもとに算出)。

表 2-1-1 公共施設一覧(1)

大分類	中分類	小分類	施設数	施設名称			
行政系施設	庁舎等	庁舎等	5	本庁舎	本庁舎東館	分庁舎	公光分庁舎(南館)
				ラボルテ本館 (市民サービスセンター)			
	消防施設	消防施設	8	消防庁舎	奥池分遣所	東山出張所	高浜分署
				山手分団	岩園分団	打出分団	精道分団
	防災倉庫	24	防災倉庫(朝日ヶ丘小学校)	防災倉庫(打出浜小学校)	防災倉庫(宮川小学校)	防災倉庫併設 (精道小・消防庁舎と一体)	
			防災倉庫(浜風小学校)	防災倉庫(潮見小学校)	防災倉庫(朝日ヶ丘集会所)	防災倉庫(大原集会所)	
			防災倉庫(若宮集会所)	防災倉庫(潮見集会所)	防災倉庫(山手幹線翠ヶ丘町)	防災倉庫(山手幹線船戸町)	
			防災倉庫(山手幹線月若町)	防災倉庫(山手幹線西芦屋町)	防災倉庫(山手幹線三条南町)	防災倉庫(親王塚公園)	
			防災倉庫(前田公園)	防災倉庫(清水公園)	防災倉庫(高浜公園)	防災倉庫(西浜公園)	
			防災倉庫(東浜公園)	防災倉庫(川西運動場)	防災倉庫(芦屋下水処理場)	防災倉庫(市民センター)	
市民文化系施設	集会施設	併設防災倉庫	18	※防災倉庫併設 (奥池分遣所と一体)	※防災倉庫併設 (山手中、第2体育館地下)	※防災倉庫併設 (山手小・グラウンド地下)	※防災倉庫併設 (若園小1階)
				※防災倉庫併設 (春日公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (宮塚公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (大樹公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (津知公園倉庫と一体)
				※防災倉庫併設 (南宮公園倉庫と一体)	※防災倉庫併設 (吳川公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (旧新浜保育所と一体)	※防災倉庫併設 (陽光公園便所と一体)
				※防災倉庫併設 (南浜公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (涼風西公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (総合公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (岩ヶ平公園便所と一体)
				※防災倉庫併設 (芦屋公園便所と一体)	※防災倉庫併設 (涼風東公園便所と一体)		
			13	奥池集会所	朝日ヶ丘集会所	三条集会所	翠ヶ丘集会所
				大原集会所	前田集会所	春日集会所	茶屋集会所
				打出集会所	竹園集会所	西蔵集会所	浜風集会所
				潮見集会所			
				その他集会所	公光分庁舎(北館、市民活動センター)	潮芦屋交流センター	江尻川会館
社会教育系施設	文化施設	市民センター	4	市民センター(市民会館 (ルナ・ホールを含む)、 公民館、老人福祉会館)			日吉会館
	図書館	図書館	3	図書館	※大原集会所 (大原分室)	※打出教育文化センター (打出分室)	
				美術博物館	谷崎潤一郎記念館	富田砕花旧居	三条分室
			5	濱岸下文化財倉庫			

各施設の大分類、中分類は総務省の分類に基づいています。

※は複合施設のうち主となる施設以外の施設。

●は建物を所有せず市が管理・運営している施設。

表 2-1-1 公共施設一覧(2)

大分類	中分類	小分類	施設数	施設名称			
学校教育系施設	学校	小学校	8	朝日ヶ丘小学校	山手小学校	岩園小学校	打出浜小学校
		中学校	3	宮川小学校	精道小学校	浜風小学校	潮見小学校
	その他教育施設	その他教育施設	1	山手中学校	精道中学校	潮見中学校	
子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	保育所	3	岩園保育所	新浜保育所	縁保育所	
		幼稚園	5	岩園幼稚園	西山幼稚園	小槌幼稚園	宮川幼稚園
		認定こども園	3	潮見幼稚園			
		その他	1	精道こども園	西藏こども園	旧精道こども園	
	児童施設	児童施設	8	※やまとこ学級 (朝日ヶ丘小学校)	※わんぱく学級 (山手小学校)	※すざっこ学級 (岩園小学校)	※はまゆう学級 (打出浜小学校)
				※なかよし学級 (宮川小学校)	※ひまわり学級 (精道小学校)	※らいおん学級 (浜風小学校)	※しおかげ学級 (潮見小学校)
保健・福祉施設	保健施設	保健施設	1	●※保健福祉センター (保健センター、歯科センター)			
	福祉施設	福祉施設	2	●保健福祉センター (福祉センター)	上宮川文化センター (隣保館・児童センター)		
		高齢福祉施設	3	※三条分室 (デイサービスセンター)	養護老人ホームと風園	シルバーワークプラザ	
		障がい福祉施設	2	みどり地域生活支援センター	すくすく学級		
公営住宅	公営住宅	市営住宅	13	翠ヶ丘町23番住宅	楠町住宅	宮塚町2番住宅	大東町4番住宅
				大東町15番住宅	大東町11番住宅	大東町14番住宅	大東町15番住宅
				大東町16番住宅	大東町17番住宅	南芦屋浜団地	翠ヶ丘町5番住宅
		改良住宅	3	高浜町1番住宅			
		従前居住者用住宅	4	上宮川町住宅	改良店舗	若宮町住宅	
				大原町住宅(ラモール芦屋)	清水町住宅	津知町住宅	精道町住宅
医療施設	医療施設	医療施設	3	芦屋病院	芦屋病院医師校舎	●休日応急診療所	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設	5	体育館・青少年センター (青少年センター)	朝日ヶ丘公園水泳プール (管理棟、売店、便所棟)	海浜公園水泳プール (管理棟、更衣室)	芦屋公園庭球場
		その他(倉庫)	1	芦屋中央公園野球場			
公園	公園	公園(建物)	30	東芦屋公園(便所棟)	松ノ内公園(便所棟)	業平公園(便所棟)	前田公園(便所棟)
				春日公園(便所棟)	宮塚公園(便所棟)	大槌公園(便所棟)	川西運動場(便所棟)
				津知公園(便所棟)	打出浜公園(便所棟)	南宮公園(便所棟)	南宮浜公園(便所棟)
				大東公園(便所棟)	西浜公園(便所棟)	東浜公園(便所棟)	吳川公園(便所棟)
				陽光緑地(便所棟)	陽光公園(便所棟)	南浜公園(便所棟)	涼風西公園(便所棟)
				総合公園 (管理、クラブハウス、緑のリサイクル棟、便所棟)	芦屋中央公園(便所棟)	芦屋公園(便所棟)	南緑地(便所棟)
				仲ノ池緑地(便所棟)	親水西公園(便所棟)	岩ヶ平公園(便所棟)	親水中央公園(便所棟)
				海浜公園(便所棟)	涼風東公園(便所棟)		
				奥山浄水場	奥山貯水池	奥池浄水場	六麓荘高区配水池
				朝日ヶ丘ポンプ場	第1中区配水池倉庫	資材管理事務所	低区配水池弁室
下水道施設	下水道施設	下水道施設(建物)	6	高座川浄水場	第2工区中継ポンプ場	第4工区中継ポンプ場	第2中区配水池電気室
				奥山制水池	南宮ポンプ場	大東ポンプ場	芦屋下水処理場
供給処理施設	供給処理施設	供給処理施設	2	南芦屋浜下水処理場	奥山中継ポンプ場発電機室		
				環境処理センター (収集業務管理棟)	環境処理センター (焼却場等)		
その他	その他	自転車駐車場(建物)	6	阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場	阪急打出駅前自転車駐車場	JR芦屋駅北自転車駐車場	阪神芦屋駅西自転車駐車場
				阪急芦屋川駅北自転車駐車場	JR芦屋駅南自転車駐車場3		
		自動車駐車場	1	JR芦屋駅北駐車場			
		その他	あしや温泉	火葬場	靈園事務所	旧芦屋会館	
				公光町倉庫	陽光町倉庫	JR芦屋駅前南広場エレベータ棟	JR芦屋駅前広場地下通路(トイレ部分)
			芦屋川駅前広場(便所棟)	南芦屋浜自転車保管所管理事務所	山手幹線ポンプ棟 (受電設備含む)	芦屋駅前交番(船戸町)	
				高座の滝第1・2便所(便所棟)	旧高浜分署	旧宮塚町住宅	アルバ芦屋1号棟区分所有部分
				アルバ芦屋2号棟区分所 有部分	ラ・モール芦屋区分所有部分(3室)	ラボルテ本館306号室 (ラボルテホール)	

各施設の大分類、中分類は総務省の分類に基づいています。

※は複合施設のうち主となる施設以外の施設。

●は建物を所有せず市が管理・運営している施設。

表 2-1-2 公共施設の施設数、延床面積

大分類	中分類	施設数 (箇所)	延床面積 (m ²)		構成比
			構成比	延床面積 (m ²)	
行政系施設	庁舎等	5	2.2%	28,355	7.1%
	消防施設	8	3.5%	5,728	1.4%
	その他行政系施設	42	18.4%	809	0.2%
市民文化系施設	集会施設	17	7.5%	5,842	1.5%
	文化施設	1	0.4%	10,365	2.6%
社会教育系施設	図書館	3	1.3%	3,339	0.8%
	博物館等	5	2.2%	5,504	1.4%
学校教育系施設	学校	11	4.8%	99,642	24.9%
	その他教育施設	1	0.4%	1,086	0.3%
子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	12	5.3%	13,452	3.4%
	児童施設	8	3.5%	1,173	0.3%
保健・福祉施設	保健施設	1	0.4%	1,861	0.5%
	福祉施設	7	3.1%	12,481	3.1%
公営住宅	公営住宅	20	8.8%	111,591	27.9%
医療施設	医療施設	3	1.3%	20,910	5.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6	2.6%	11,964	3.0%
公園	公園	30	13.2%	2,524	0.6%
上水道施設	上水道施設	12	5.3%	1,299	0.3%
下水道施設	下水道施設	6	2.6%	27,029	6.7%
供給処理施設	供給処理施設	2	0.9%	17,585	4.4%
その他	その他	28	12.3%	18,031	4.5%
合計		228	100.0%	400,568	100.0%

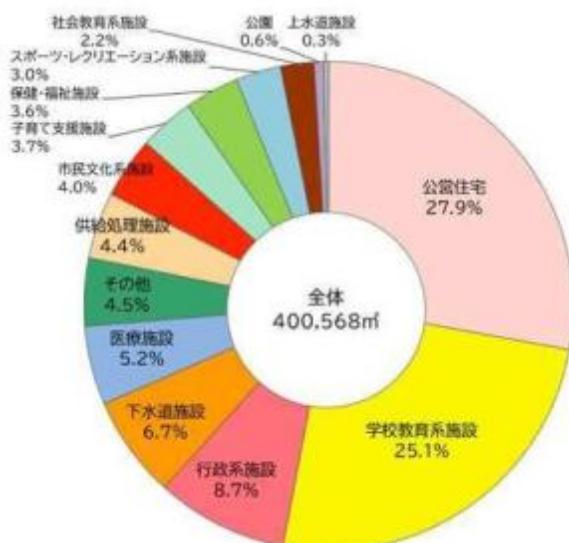
複合施設は施設数を1施設として計上。複合施設の延床面積は主たる施設と分けて計上可能なもの
は分けて計上し、分けて計上不可能な施設は主たる施設に計上。

本ページ以降の構成比については、四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合
があります。

図 2-1-1 施設類型別延床面積

イ 施設類型別延床面積

施設類型別の延床面積の構成比を
みると、「公営住宅」が 27.9 %
(111,591 m²)と最も高く、次いで
「学校教育系施設」が 25.1 %
(100,728 m²)、「行政系施設」が
8.7 % (34,892 m²)となっています。



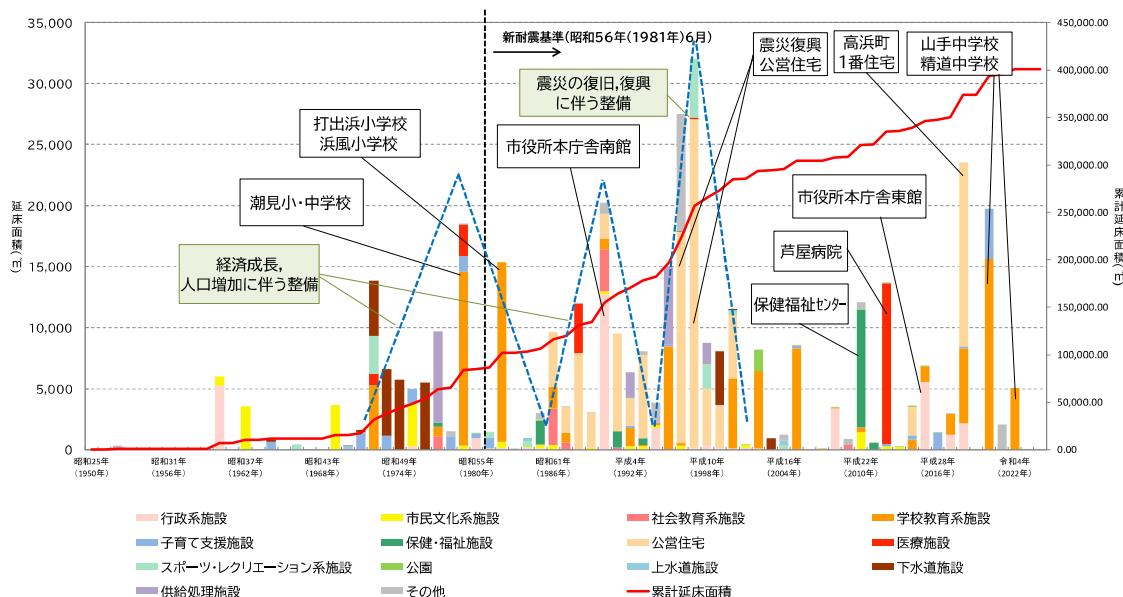
ウ 建築年別の状況

(ア)施設類型別・建築年度別の整備状況

今ある公共施設の整備状況を施設類型別・建築年度別の延床面積でみると、昭和40年代から50年代にかけて学校教育系施設、保育所、公営住宅等を中心に施設整備を行っており、延床面積が増加しています。その後は、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災以降に被災者の生活再建のための災害復興公営住宅や体育館の建替えなどを行ってきました。

下記グラフの破線に示す通り3つの山があり、高度経済成長期及び芦屋浜地区整備に伴う人口増加時期、いわゆるバブル景気により税収等が豊かであった時期、並びに阪神・淡路大震災の復旧・復興時期に多くの整備を行っています。また、近年では、平成24年(2012年)に芦屋病院の新病棟、平成27年(2015年)に市役所本庁舎東館、平成30年(2018年)に高浜町1番住宅、令和2年(2020年)～令和4年(2022年)に中学校給食開始等にあわせて山手・精道中学校を整備しています。

図 2-1-2 現有施設の施設類型別・建築年度別の整備状況

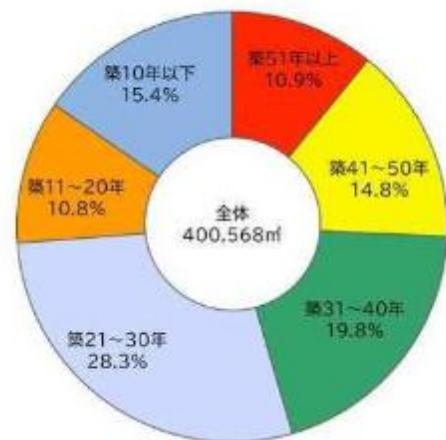


(1)築年数別の状況

後述「4 将来更新費用試算」において、建物の大規模改修実施時期の目安を築30年としていますが、築年数別に延床面積の構成比をみると、築21～30年が 28.3% (113,488 m²)で最も多い、次いで築31～40年の施設が19.8% (79,193 m²)となっています。

また、築31年以上の棟は、全体の45.5%となっており、このまま全てを維持し続けると 10 年後には73.8%に達します。

図 2-1-3 築年数別延床面積構成比



公光分庁舎北館(あしや市民活動センター)

昭和35年(1960年)築



小槌幼稚園

昭和39年(1964年)築



大原集会所

昭和37年(1962年)築



潮見小学校

昭和54年(1979年)築

才 市民一人あたりの公共施設延床面積の状況

本市の市民一人あたりの公共施設延床面積を総務省公共施設状況調査年比較表(令和4年度(2022年度)調査)からみると、全国平均では3.90m²で、本市は3.61m²です。この数値を類似団体⁴や近隣自治体と比較した結果を以下に示します。

(ア)類似団体との比較

市民一人あたりの公共施設延床面積を類似団体と比較すると、類似団体全体平均が3.20m²で、本市は86団体中24番目に延床面積が多い団体となっております。

下記のグラフでは、関西地方における類似団体のうち人口規模(80,000人～100,000人)と合併状況(非合併自治体)が似た5団体と比較しています。

(イ)近隣自治体との比較

市民一人あたりの公共施設延床面積を近隣自治体と比較すると、3番目に多くなっています。

図 2-1-4 類似団体との一人あたり延床面積の比較

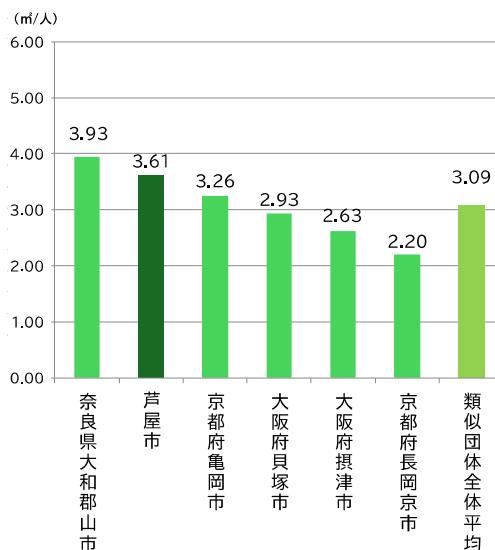
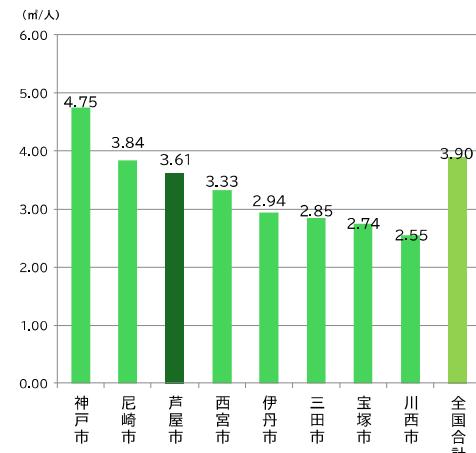


図 2-1-5 近隣自治体との一人あたり延床面積の比較



出典:総務省公共施設状況調査年比較表(令和4年度(2022年度))

総務省類似団体別市町村財政指數表(令和4年度(2022年度))

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数((令和6年(2024年)1月1日))

⁴ 類似団体：全国の市町村を指定都市、中核市、施行時特例市、特別区、その他的一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は、人口と産業構造に応じ、一般市を16類型に、町村を15類型に区分している。これにより、人口・産業構造が類似した団体同士での経済状況等の比較等が可能となる。

(2) インフラ施設の現況

本市の主なインフラ施設の保有状況は以下の通りです。

表 2-1-3 本市の主なインフラ施設

分類	種別	箇所	数量	単位	
道路	1級	29	25,215	m	
	2級	17	18,935	m	
	その他	834	167,350	m	
	自転車歩行者専用道路	1	1,334	m	
公園	橋梁	85	1,806	m	
	大型カルバート	3	-	-	
公園	都市公園	総合公園	1	100,245	m ²
		地区公園	1	49,622	m ²
		近隣公園	6	112,514	m ²
		街区公園	93	158,395	m ²
		都市緑地	44	174,507	m ²
		都市公園合計	145	595,283	m ²
	都市公園以外	その他緑地	5	163,787	m ²
		霊園	1	170,389	m ²
		広場	11	5,364	m ²
		都市公園以外合計	17	339,540	m ²
	合計	162	934,823	m ²	
上水道	給水人口	-	91,972	人	
	配水管延長	-	241,922	m	
	配水量総量	-	9,947,766	m ³	
	給水戸数	-	42,849	戸	
	消火栓数	-	945	個	
下水道	管渠	(分流汚水)	-	190 km	
		(合流)	-	66 km	
		(雨水)	-	66 km	
		合計	322	km	
	パイプライン	芦屋浜地域	延長	12.0 km	
		面積	-	120 ha	
		投入口	98	-	
		貯留施設	99	-	
	南芦屋浜地域	延長	-	7.6 km	
		面積	-	40 ha	
		投入口	29	-	
		貯留施設	31	-	

令和7年(2025年)4月1日時点

出典: 道路…道路・公園課資料
 橋梁、大型カルバート、公園…基盤整備課資料
 上水道…水道工務課資料
 下水道…下水道課資料
 パイプライン…環境施設課資料

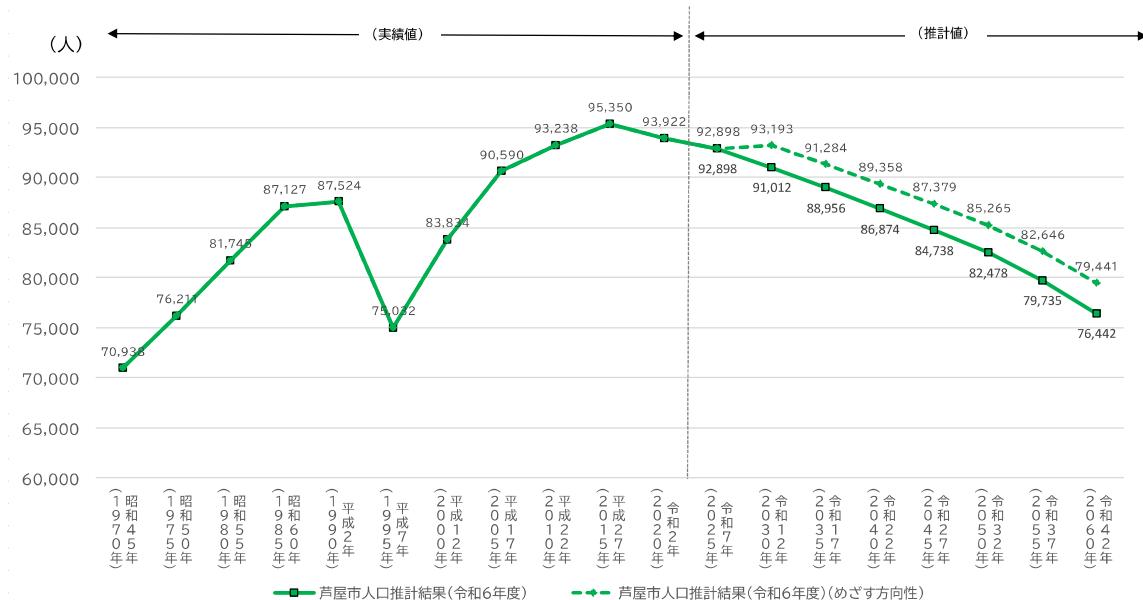
2 人口についての今後の見通し

(1) 人口総数の推移と見通し

本市の人口総数の推移をみると、平成7年(1995年)までは増加を続けていましたが、阪神・淡路大震災の影響により、一旦減少しました。その後は震災復興事業に伴って徐々に人口は回復し、平成17年(2005年)には震災前の人口を上回り、9万人を超え、平成27年には(2015年)はピークである95,350人となっています。

今後の人口総数の見通しを「芦屋市人口推計結果(令和6年度)」からみると、令和42年(2060年)に76,442人と見通され、令和2年(2020年)の人口93,922人と比較して、約19%の減少となります。

図 2-2-1 人口総数の推移と見通し



出典 実績値:昭和45年(1970年)～令和2年(2020年)国勢調査

推計値:芦屋市人口推計結果(令和6年度)

(2) 年齢3区別人口の推移と見通し

国勢調査から本市の年齢3区別人口の推移をみると、年少人口は阪神・淡路大震災の影響により、平成7年(1995年)に大きく減少しましたが、平成17年(2005年)から平成22年(2010年)まで増加し、平成27年(2015年)に再び減少に転じました。生産年齢人口も阪神・淡路大震災の影響により、平成7年(1995年)に大きく減少し、その後は平成17年(2005年)まで増加傾向にありましたが、平成22年(2010年)に再び減少に転じました。高齢者人口は一貫して増加傾向にあります。また、平成7年(1995年)を境に高齢者人口が年少人口を上回る状況になっています。

今後の見通しを「芦屋市人口推計結果(令和6年度)」からみると、令和42年(2060年)に年少人口が7,799人、生産年齢人口が38,345人、高齢者人口が30,298人と見通しています。これは、平成27年(2015年)の人口と比較して、年少人口が約32%減少、生産年齢人口が約32%減少、高齢者人口が約1%増加すると見通しており、年少人口、生産年齢人口ともに大きく減少すると見通しています。

この人口減少の見通しは、一時的な現象ではなく構造的な要因に基づくものです。全国的な少子高齢化の進展において、本市も例外ではありません。日本の合計特殊出生率は2024年には過去最低の1.2を下回り、人口置換水準の約2.07を大きく下回る状況が長期間続いています。この人口動態は、以下の要因によって不可逆的な段階に入っています。

本市においては、良好な住環境や教育環境を背景に一定の転入者を確保してきましたが、周辺自治体も含めた地域全体での人口減少傾向の中で、社会増による人口維持には限界があります。従来型の人口増加策では対応できない人口構造の変化に直面していることを認識し、人口減少を前提とした持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

図 2-2-2 年齢3区分別人口の推移と見通し

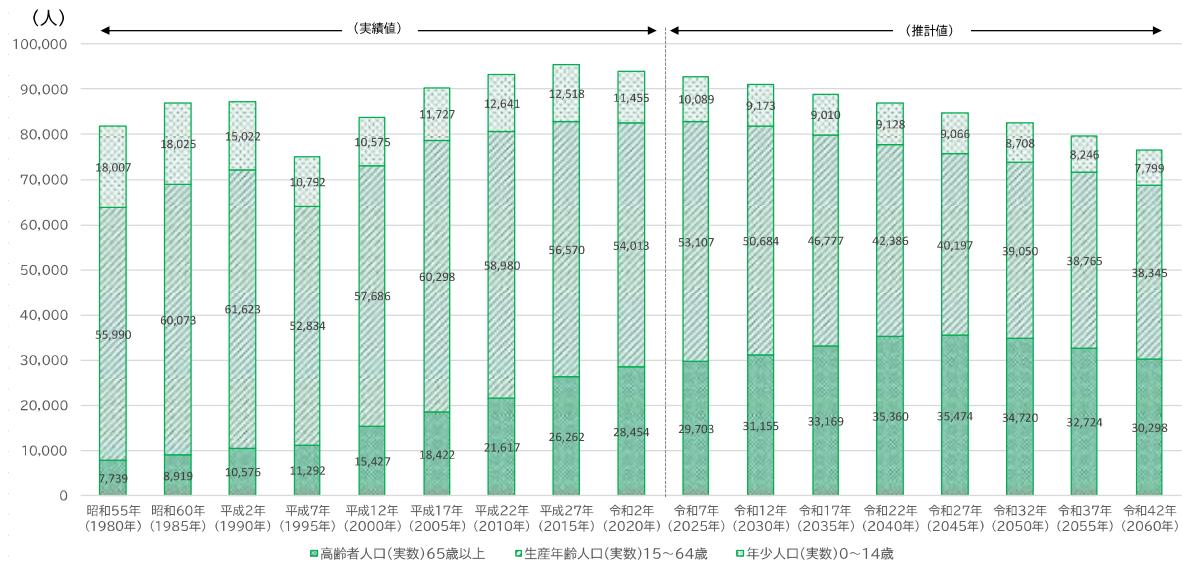
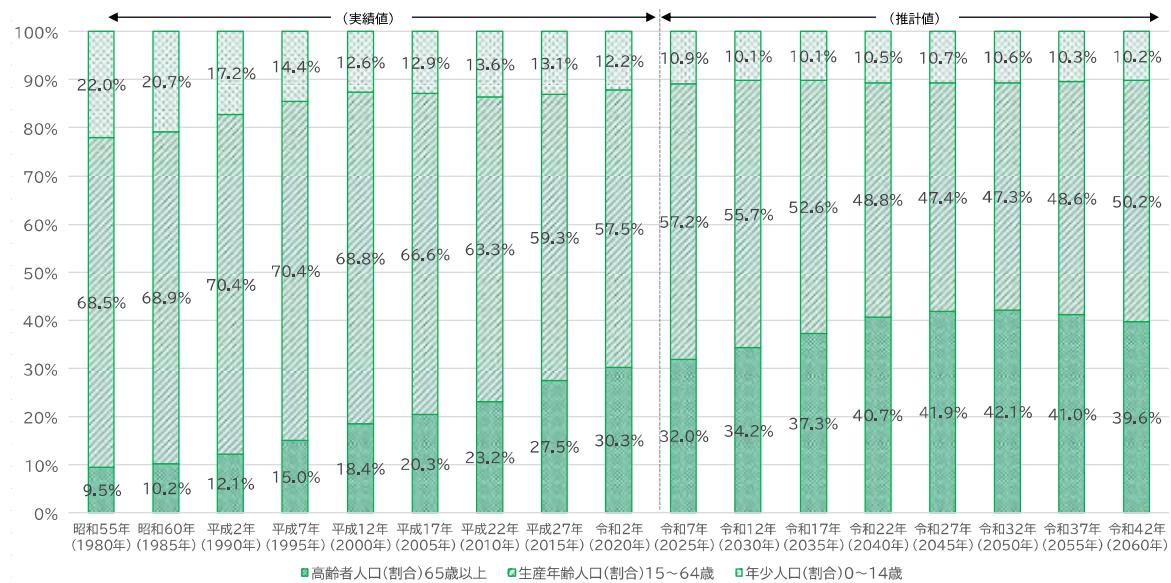


図 2-2-3 年齢3区分別人口構成比の推移と見通し



出典 実績値:昭和45年(1970年)~令和2年(2020年)国勢調査

推計値:芦屋市人口推計結果(令和6年度)

3 財政の現状と課題

(1) 財政全般の現状と見通し及び課題

ア 島入

本市の普通会計歳入について過去10年間の推移をみると、市の経常的で自由な裁量をもつ一般財源⁵である「市税」、「地方交付税⁶」等の財源は、概ね270億円前後を推移しており、平均では約268億円となっています。

また、使途が特定される「国庫支出金」、「市債」等の特定財源⁸は平均で約200億円となってています。

今後、人口が減少し、特に生産年齢人口が減少すると予測していることから、市税等収入への影響が懸念されます。



出典:芦屋市財務統計

⁵ 一般財源：地方公共団体の収入分類法の一つ。地方公共団体の収入は、その使途が特定されていない一般財源と、その使途が特定の目的に限定されている特定財源とに区分される。

⁶ 地方交付税：地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金のこと。

⁷ 市債：市が建設事業費等の財源を調達するために行う長期の借入のこと。

⁸ 特定財源：使途が特定の目的に限定されている財源のこと。

表 2-3-1 歳入の推移

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	10ヶ年平均	構成比
普通会計	市税	22,047	22,167	22,616	22,038	22,704	24,147	23,271	23,643	24,149	24,258	23,104 32.9%
	地方交付税	2,309	2,133	1,757	1,381	1,288	655	649	840	636	634	1,228 1.8%
	その他交付金など	1,697	2,343	1,982	2,284	2,243	2,294	2,628	3,164	2,982	3,149	2,477 3.5%
	経常的一般財源 計	26,052	26,643	26,355	25,703	26,235	27,095	26,548	27,647	27,767	28,041	26,809 38.2%
	市債	2,709	9,333	5,831	5,023	4,576	2,427	6,702	2,309	2,772	1,525	4,321 6.2%
	国庫支出金	3,989	3,673	4,345	5,671	4,753	5,266	16,705	9,134	7,990	7,563	6,909 9.8%
	県支出金	1,611	2,050	1,732	2,038	1,946	2,159	2,331	2,581	2,451	2,430	2,133 3.0%
	その他	9,859	9,469	6,953	8,324	6,768	4,816	4,869	6,493	7,322	6,178	7,105 10.1%
	特定財源等 計	18,168	24,525	18,861	21,055	18,043	14,668	30,608	20,517	20,536	17,696	20,468 29.2%
	普通会計 合計	44,220	51,168	45,216	46,758	44,278	41,763	57,156	48,164	48,303	45,737	47,276 67.4%
特別会計	国民健康保険	9,620	11,370	11,364	11,033	10,148	9,996	9,895	10,415	10,119	9,771	10,373 14.8%
	下水道事業	2,452	2,679	2,793	2,516	-	-	-	-	-	-	2,610 3.7%
	都市再開発事業	39	87	171	227	704	516	237	562	544	674	376 0.5%
	駐車場事業	306	200	167	111	54	65	67	74	80	79	120 0.2%
	介護保険事業	7,600	7,821	8,039	8,316	8,371	8,680	8,900	9,244	9,460	9,698	8,613 12.3%
	宅地造成事業	200	302	471	203	-	-	-	-	-	-	294 0.4%
	後期高齢者医療事業	1,817	1,869	1,975	2,037	2,161	2,226	2,345	2,336	2,439	2,511	2,172 3.1%
	特別会計 合計	22,034	24,328	24,981	24,442	21,437	21,482	21,444	22,631	22,643	22,734	22,816 32.5%
財産区	打出・芦屋	27	33	40	46	53	55	71	86	95	97	60 0.1%
	三条・津知	3	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2 0.0%
	財産区 合計	30	35	41	48	54	58	73	88	97	99	62 0.1%
歳入合計(連結)		66,284	75,531	70,238	71,249	65,769	63,303	78,673	70,883	71,043	68,569	70,154 100.0%

出典:芦屋市財務統計

その他交付金など:地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

イ 島出

本市の普通会計歳出について過去10年間の推移をみると、制度的に支出が義務づけられている「義務的経費⁹」は約200億円から約240億円程度で推移しており、その内訳は、「公債費¹⁰」は減少傾向にある一方、「人件費」及び「扶助費」は増加傾向にあります。

公共施設等の整備等に要する経費である投資的経費¹¹の推移をみると、約40億円から約120億円と年度によって費用が異なっていますが、平均では約71億円となっています。

今後、人口減少や税制改正・社会経済情勢の影響など歳入の見通しが難しい状況の中、義務的経費である人件費や扶助費の増加が引き続き予想され、加えて物価高騰や建設資材費の上昇、エネルギーコストの増大など社会経済情勢の変化による支出増加要因も重なり、投資的経費への配分を増加することはさらに難しくなります。

図 2-3-3 歳出(普通会計)の推移



図 2-3-4 歳出構成比(普通会計)の推移



出典:芦屋市財務統計

⁹ 義務的経費：地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削除できない経費のこと。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が義務的経費となる。

¹⁰ 公債費：借り入れた市債などの元利償還費と一時借入金の利息の合計のこと。

¹¹ 投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、公共施設やインフラ施設などの整備に用いられ将来に残るものに支出される経費のこと。

表 2-3-2 歳出の推移

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	10ヶ年平均	構成比	
普通会計	人件費	7,173	7,847	7,465	7,841	7,789	7,518	8,560	8,636	8,368	8,130	7,933	11.7%
	物件費	6,095	6,152	6,611	6,485	6,554	6,857	6,227	7,065	7,471	6,956	6,647	9.8%
	維持補修費	366	355	411	457	406	359	351	263	393	289	365	0.5%
	扶助費	5,822	6,160	6,801	6,897	6,926	7,308	7,593	9,304	8,971	9,553	7,533	11.2%
	補助費等	1,565	1,609	1,366	1,495	2,697	2,958	13,422	2,796	3,520	3,595	3,502	5.2%
	投資的経費	6,248	12,162	4,873	9,044	8,684	5,811	9,628	6,020	4,773	4,026	7,127	10.6%
	公債費	9,666	6,197	9,774	7,571	5,453	4,975	4,298	3,953	4,516	4,565	6,097	9.0%
	積立金・投資及び出資金・貸付金	1,951	3,917	2,260	1,530	744	916	1,153	1,943	3,888	2,128	2,043	3.0%
	繰出金	4,168	4,321	4,535	4,568	3,955	3,547	3,681	4,209	3,787	4,387	4,116	6.1%
普通会計 合計		43,054	48,721	44,097	45,888	43,207	40,248	54,912	44,187	45,686	43,630	45,363	67.2%
特別会計	国民健康保険事業	9,434	11,302	11,110	10,695	9,955	9,835	9,738	10,212	9,867	9,595	10,174	15.1%
	下水道事業	2,441	2,677	2,779	2,252	-	-	-	-	-	-	2,537	3.8%
	都市再開発事業	15	18	138	193	230	289	155	91	418	521	207	0.3%
	駐車場事業	306	199	167	110	47	38	39	38	45	44	103	0.2%
	介護保険事業	7,466	7,651	7,816	8,160	8,190	8,621	8,799	9,002	9,291	9,642	8,464	12.5%
	宅地造成事業	200	302	440	203	-	-	-	-	-	-	286	0.4%
	後期高齢者医療事業	1,740	1,787	1,883	1,944	2,059	2,127	2,241	2,226	2,333	2,400	2,074	3.1%
	特別会計 合計	21,602	23,936	24,333	23,556	20,481	20,909	20,972	21,568	21,954	22,203	22,152	32.8%
財産区	打出・芦屋	4	3	5	4	8	4	4	4	6	61	10	0.0%
	三条・津知	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	1	0.0%
	財産区 合計	6	4	5	96	5	5	6	5	8	62	20	0.0%
歳出合計(連結)		64,662	72,661	68,435	69,540	63,693	61,163	75,891	65,760	67,649	65,895	67,535	100.0%

出典:芦屋市財務統計

(2) 投資的経費の見通し

ア 過去5年間における投資的経費の推移

公共施設等の整備等に要する経費である投資的経費について、過去5年間の普通会計をみると、建物が年平均28億円、インフラ施設が年平均12億円となっており、用地取得やその他も含めた公共施設等全体で年平均60億円となっています。

また、企業会計や特別会計を含めた投資的経費をみると、建物が年平均30億円、インフラ施設が年平均22億円となっており、用地取得やその他も含めた公共施設等全体で年平均72億円となっています。

図 2-3-5 投資的経費の推移



表 2-3-3 投資的経費の推移

(単位:百万円)

内訳		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	平均
普通会計	公共施設 建物	2,259	6,627	1,771	2,240	1,013	2,782
	道路	524	337	588	533	413	479
	公園	1,010	716	1,007	545	291	714
	バイオライン	0	0	3	14	44	20
	供給処理施設	30	60	45	3	0	34
	用地取得 用地取得	857	361	447	391	427	497
	その他 その他	1,128	1,521	2,159	1,047	1,794	1,530
普通会計 計		5,808	9,622	6,020	4,773	3,982	6,041
(うち一般財源)		(1,352)	(689)	(1,248)	(1,348)	(1,573)	(1,567)
企業会計・特別会計	公共施設 病院	304	173	96	193	234	200
	インフラ施設 上水道	379	491	224	878	466	488
	下水道	515	515	478	534	280	464
	駐車場	0	0	0	0	0	0
	その他 その他	0	0	0	0	0	0
	企業会計・特別会計 計	1,199	1,179	798	1,606	979	1,152
合計		7,007	10,801	6,818	6,379	4,961	7,193

(出典:地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査)

イ 現水準から推計する投資的経費の見通し

本市においては、毎年、今後10年間の財政見通しとして「長期財政収支見込」を策定しています。令和7年(2025年)2月策定分から毎年の投資的経費(病院への出資金を含む)を推計し、「長期財政収支見込」に含まれない経費(企業会計等)については、過去5年間の投資的経費の平均額を採用することで、現水準から推計する投資的経費を試算したところ、年間約47億円(公共施設32.0億円、インフラ施設15.3億円)となりました。

表 2-3-4 現水準から推計する投資的経費の見通し

項目	現水準から推計する 投資的経費の見通し (百万円/年)	内訳 (百万円/年)
公共施設	3,202	一般会計建物 2,766 企業会計病院 436
インフラ施設	1,528	道路 458 公園 92 供給処理施設 43 (廃棄物処理施設) 上水道 471 下水道 464
公共施設等(公共施設+インフラ施設)	4,730	

4 将来更新費用試算

(1) 試算の条件

本市の公共施設等について、将来必要となる費用を試算します。

試算にあたっては、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積や規模で更新すると仮定し、今後50年間において施設類型ごとに、建替えや大規模改修について必要な更新費用を以下の考え方方に沿って試算しています。

なお、以下の試算においては、維持管理費用や指定管理料等のランニングコストを含んでいません。

表 2-4-1 試算上の分類

試算分類	施設の種類
公共施設	行政系施設、市民文化系施設、社会教育系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、公営住宅、医療施設、スポーツ・レクリエーション系施設、その他
インフラ施設	道路、橋梁、大型カルバート、公園(建物含)、上水道施設(建物含)、下水道施設(建物含)、供給処理施設(環境処理センター、パイプライン含)

「公園」、「上水道施設」、「下水道施設」、「供給処理施設」の建物は試算上、インフラ施設として算入します。

令和6年(2024年)3月末時点の情報をもとに試算しています。

ア 公共施設の試算条件

(ア) 時期及び期間

基本的な建替え時期	<ul style="list-style-type: none"> 建築してから一律60年目と仮定 建替え期間は3年間として試算し、費用は各年度で均等配分 国登録文化財は建替えせず、30年周期で大規模改修するものとして仮定 個別計画等に基づき建替え時期を想定している施設はその時期を反映
大規模改修時期	<ul style="list-style-type: none"> 建築してから一律30年目と仮定 大規模改修期間は2年間として試算し、費用は均等配分 築年数が30年以上50年まで大規模改修時期が到来している建物は、今後10年間で大規模改修を実施すると仮定し、費用は均等配分 築年数が51年以上経過した建物は、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えと仮定 個別計画等に基づき大規模改修時期を想定している施設はその時期を反映
試算期間	・50年間

複合施設については、延床面積を主たる施設と分けて計上可能なものは分けて試算し、分けることが不可能な施設は主たる施設に計上し、試算しています。

建物を所有せず市が管理・運営している施設については、試算対象から除いています。

(1) 更新単価

更新単価は、総務省が平成24年(2012年)3月に公表した、各種施設を更新する際に1平方メートル当たりにかかる費用に、資材費高騰等による建設工事費の上昇割合を反映させるため、国交省が作成している建設工事費の変動割合を乗じて試算しました。

表 2-4-2 大分類別更新単価

NO	大分類	大規模改修	建替え
1	行政系施設	32 万円/m ²	51 万円/m ²
2	市民文化系施設	32 万円/m ²	51 万円/m ²
3	社会教育系施設	32 万円/m ²	51 万円/m ²
4	学校教育系施設	21 万円/m ²	42 万円/m ²
5	子育て支援施設	21 万円/m ²	42 万円/m ²
6	保健・福祉施設	25 万円/m ²	46 万円/m ²
7	公営住宅	21 万円/m ²	35 万円/m ²
8	医療施設	32 万円/m ²	51 万円/m ²
9	スポーツ・レクリエーション系施設	25 万円/m ²	46 万円/m ²
10	その他	25 万円/m ²	46 万円/m ²

試算根拠

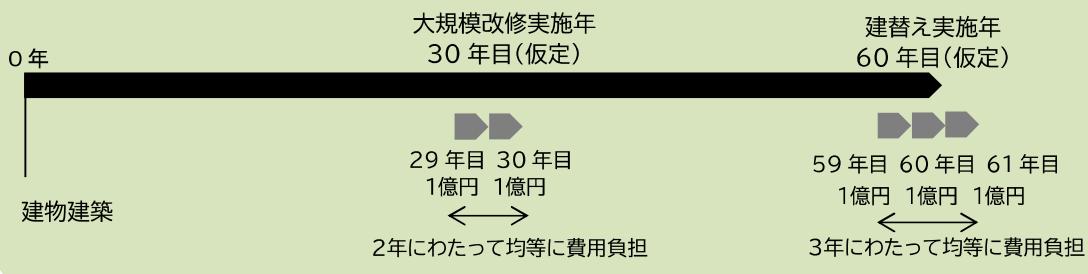
- ・ 総務省公表 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算ソフト(平成24年(2012年))
- ・ 国土交通省 令和7(2025)年3月31日付 建設工事費デフレーター(令和5年度(2024年度)暫定)

(ウ)建替え及び大規模改修の試算例

a建替えと大規模改修のライフサイクル試算例

■大規模改修費用2億円、建替え費用3億円の場合

図 2-4-1 大規模改修費用2億円 建替え費用3億円の場合



b改修積み残しの試算例1(大規模改修を行っていない 30 年から 50 年経過した建物)

■大規模改修費用2億円の場合

図 2-4-2 大規模改修費用2億円の場合

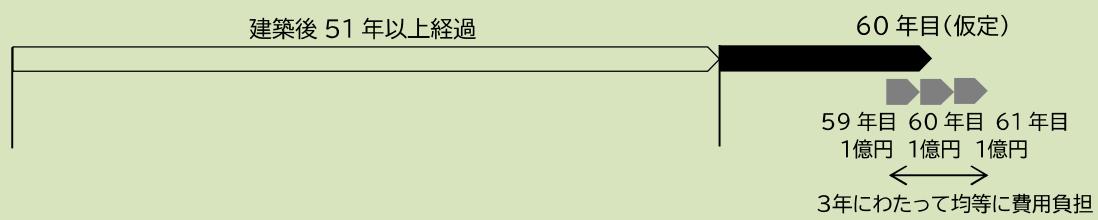


c改修積み残しの試算例2(大規模改修を行っていない 51 年以上経過した建物)

■建替え費用3億円の場合

図 2-4-3 建替え費用3億円の場合

60 年経過した年度に建替えを実施



※ いずれの試算例も起債はしないこととして試算

イ インフラ施設の試算条件

インフラ施設の更新費用の算定にあたっては、個別計画等による年次計画に基づく費用を計上しました。インフラ施設の建物は下表のとおり、前述公共施設の更新と同様の試算方法です。

なお、上水道、下水道及び供給処理施設(廃棄物処理施設)の更新単価は、プラント設備を含んでいません。

表 2-4-3 インフラ建物の更新単価

NO	大分類	大規模改修	建替え
1	供給処理施設	25 万円/m ²	46 万円/m ²
2	上水道施設	25 万円/m ²	46 万円/m ²
3	下水道施設	25 万円/m ²	46 万円/m ²
4	公園施設	25 万円/m ²	46 万円/m ²

(2) 試算結果

ア 公共施設の試算結果

一般会計、特別会計、企業会計における公共施設の建替え及び大規模改修について試算した結果、今後50年間にかかる費用は約1,865億円と試算し、1年あたりの平均にすると37.3億円となり、公共施設の現水準から推計する投資的経費の見通しにおける年平均額32.0億円を上回っており、ピークとなる令和38年(2056年)には約83億円の費用が発生すると試算しています。

また、今後10年間に阪神・淡路大震災後に建築した公共施設をはじめとして、大規模改修が集中して発生し、その後建替えが集中すると試算しています。

図 2-4-4 公共施設の将来更新費用試算結果(建替え及び大規模改修別)

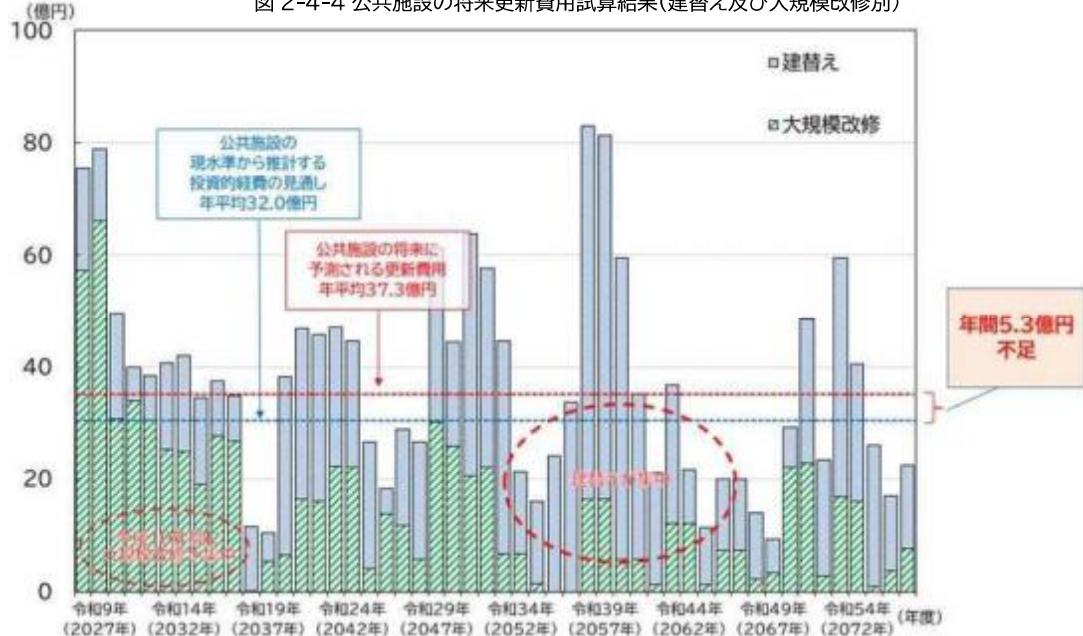
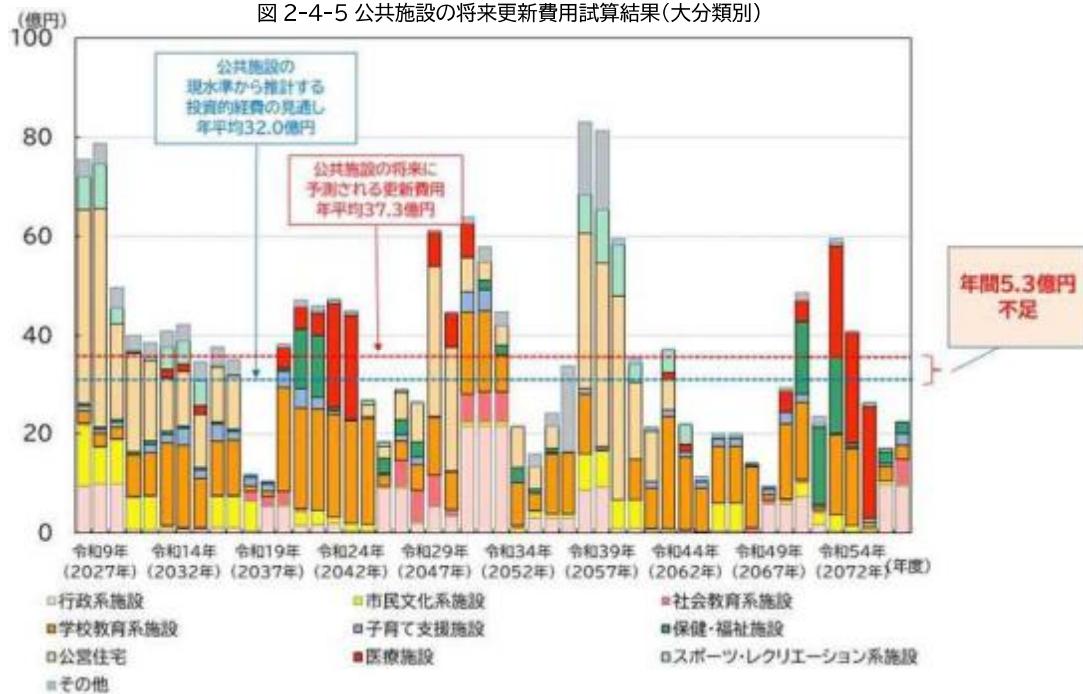


図 2-4-5 公共施設の将来更新費用試算結果(大分類別)

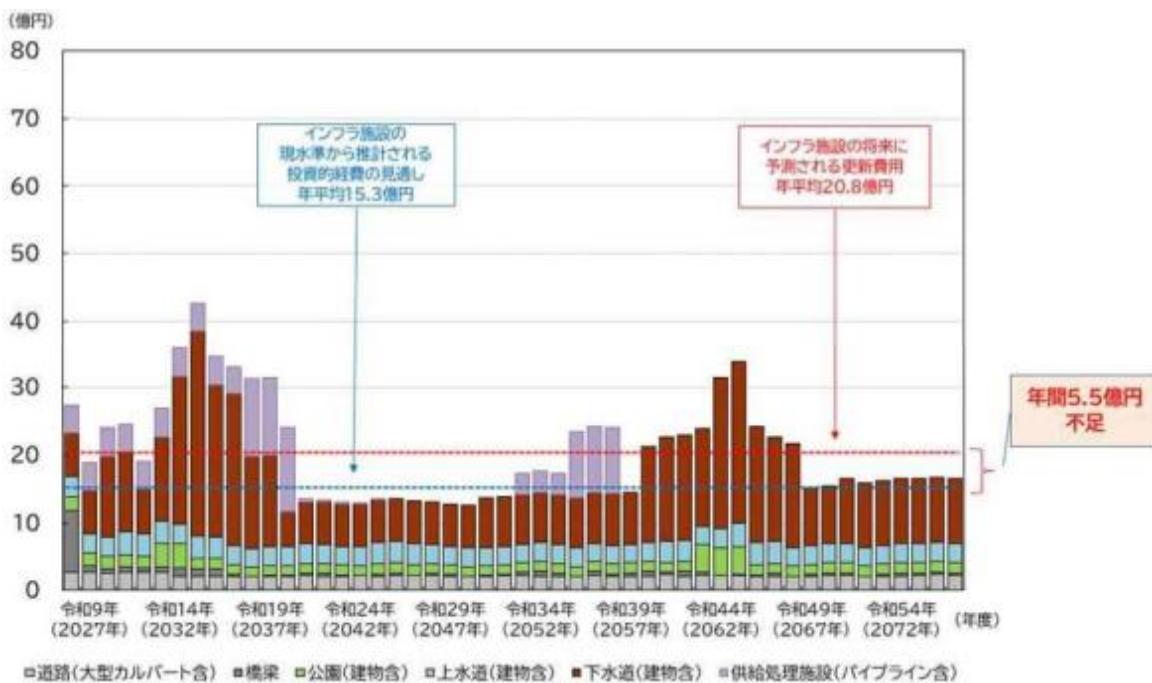


イ インフラ施設の試算結果

一般会計、特別会計、企業会計におけるインフラ施設の更新費用について試算した結果、今後50年間にかかる費用は約1,042億円、1年あたりの平均にすると20.8億円となりました。これは、平成29年3月策定時の年平均33.2億円から約12.4億円(37%)減少しており、各施設における個別計画(長寿命化計画)等の策定・実施による計画的な維持管理の成果が表れています。

この大幅な改善は、施設の適切な点検・診断に基づく予防保全型の維持管理への転換や、更新時期の最適化によるものです。しかしながら、インフラ施設の現水準から推計する投資的経費の見通しである年平均15.3億円をなお上回っており、引き続き効率的・効果的な施設管理を進めていく必要があります。

図 2-4-6 インフラ施設の将来更新費用試算結果

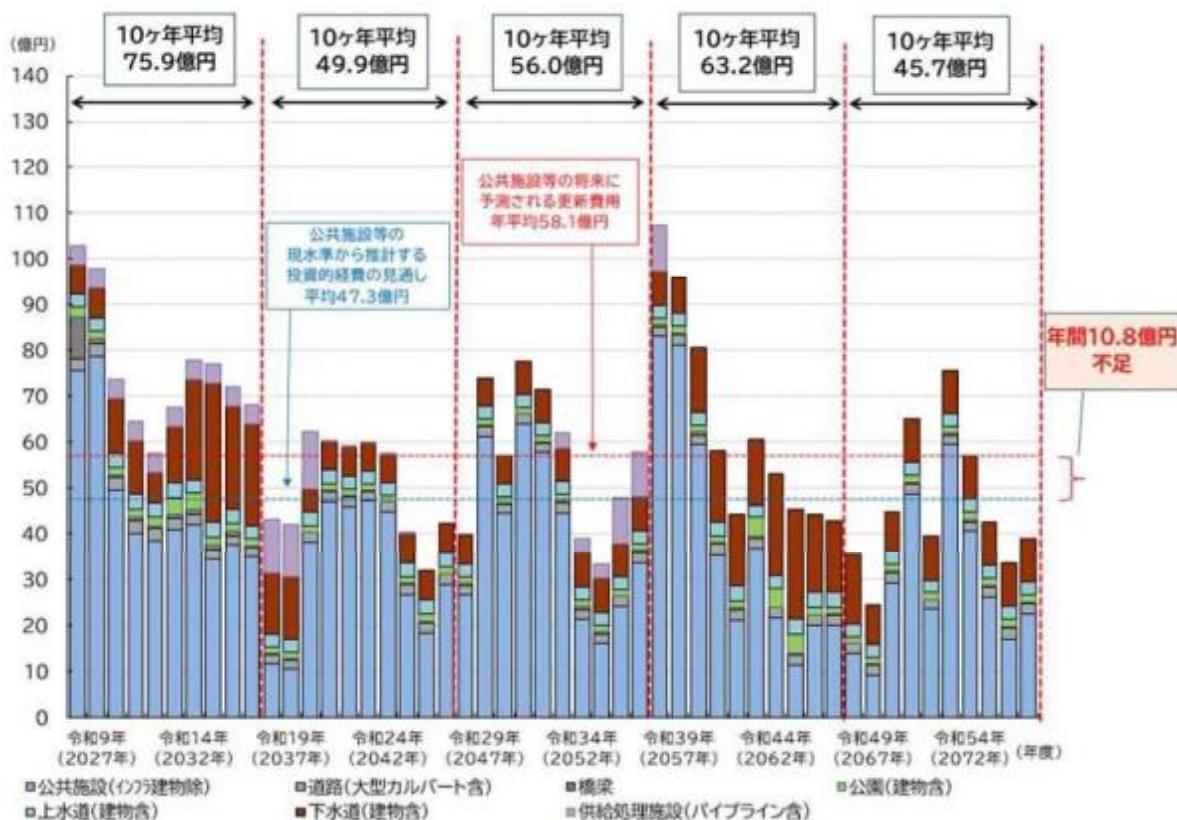


ウ 公共施設等(公共施設+インフラ施設)の試算結果

一般会計、特別会計、企業会計における公共施設等の更新費用について試算した結果、今後50年間にかかる費用は約2,907億円と試算し、1年あたりの平均にすると58.1億円となります。また、今後50年間においてピーク時となる令和38年(2056年)には約107億円の費用が発生すると試算しています。

一方、公共施設等の現水準から推計する投資的経費の見通しにおける年平均額は47.3億円となっており、将来に予測される更新費用平均が現水準から推計する投資的経費の見通しを上回っています。

図 2-4-7 公共施設等(公共施設+インフラ施設)の将来更新費用試算結果



5 公共施設等の現況と課題に関する基本認識

(1) 公共施設等が抱える課題

ア 公共施設

本市の公共施設は、他の自治体同様、昭和40年代から50年代の高度経済成長期に多くを整備してきたことに加えて、平成7年(1995年)阪神・淡路大震災の影響により、震災復興事業として多くを整備しました。震災時においては、市民の生活再建を第一に、災害復興公営住宅等を整備したことから、施設大分類別延床面積でみると公営住宅が市全体で最も多く約30%を占めるなど、特徴的な結果となっています。

また、建物の建築年においても、全国的にはほとんどの自治体が今後建替え時期を迎える施設が多くなる中、本市は建築後30年未満の施設が多くあり、今後10年間に大規模改修が集中し、その後、建替えが集中することとなっています。このことから、大規模改修や更新を行う際には、施設の長寿命化を図ることが重要です。

公共施設の需要面をみると、本市は既に人口減少局面に入っていますが、既存の施設では利用状況が低下している施設もある一方、防災機能や地域交流機能など多様な需要に対する適切な対応が求められます。

イ インフラ施設

橋梁は、建設から50年を経過する高齢化橋梁が令和6年(2024年)時点で約61%となっていますが、20年後には約84%となり、急速に高齢化橋梁が増大します。

公園は、施設の老朽化が進んでおり、老朽化対策、長寿命化への取組が必要となっています。また、防災の観点から、公園の配置バランスについての検討が必要となっています。

上水道施設は、法定耐用年数40年を経過した総管路延長が、令和6年(2024年)時点で全体の約38%を占めており、今後一層の老朽化が進みます。また、今後の人口減少社会においては、水需要量の低下も考えられることから、水道施設のダウンサイジング¹²や近隣自治体との広域化¹³について検討する必要があります。下水道施設は、法定耐用年数50年を経過した管路があり、今後一層の老朽化が進みます。

パイプラインは、昭和54年(1979年)の導入以来、本格的な改修を行っていないことから老朽化が進んでいます。

上述のとおり、各インフラとも今後の老朽化対策とその財源確保が課題となっています。インフラ施設は、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設が多く、すでにそれ長寿命化計画を策定し、対策に取り組んでいるところですが、災害時において重要な施設となる道路、上下水道をはじめ、継続的、安定的に適正な保全を行う必要があります。

¹² ダウンサイジング：コストの削減や効率化を図ることを目的として規模を小さくすること。

¹³ 広域化：近隣自治体と広域的な連携を行い公共施設等の一体的な整備や相互利用を実施すること。

(2) 人口の推移及び見通しと課題

本市の人口推計結果による人口総数の見通しは、今後も減少を続け、令和37年(2055年)には8万人を下回ることが見込まれます。このため、施設の利用率の低下とともに、施設維持管理に対する市民一人あたりのコストの増加が予測され、人口動向を見極めつつ、将来の施設需要に対応した公共施設整備のあり方を検討する必要があります。

また、年齢3区分別人口の見通しでは、短期的、中長期的ともに年少人口及び生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加となっており、年齢構成も大きく変化することが予測され、それに伴い公共施設の利用ニーズや利用形態が変化することが予測されます。

(3) 財政における現状及び見通しと課題

公共施設とインフラ施設の更新費用試算結果によると、現水準から推計する投資的経費の見通しにおける年平均額47.3億円を上回っている状況です。

少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費がさらに増加するなど、限られた財源の中で、優先順位をつけて老朽化対策を計画的に進めていくことが必要です。

上下水道については、整備にかかる経費は受益者負担にも関係することから、コスト縮減の取組を進めるとともに、優先順位を定めた計画的な改修による費用の平準化を検討する必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画の策定方針

(1) 公共施設等マネジメントの理念・目的

本市は、昭和40年代から50年代の人口の増加に伴い、市民サービスの向上、都市機能の充実を図るため、学校教育施設や公営住宅などの公共施設、道路や上下水道などのインフラ施設を整備してきました。その後、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災により、多くの住宅、公共施設等が失われましたが、その後の震災復興事業により、災害復興公営住宅などを整備してきました。

今後、これらの施設は、老朽化が進み大規模改修や建替えを行うことが必要になります。本市は既に人口減少局面に入っています、また、年齢構成や社会情勢の変化もあることから、公共施設等に対する市民ニーズも変化していくものと考えられます。

これらを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を策定するにあたり、本市の公共施設等マネジメントの理念・目的を以下に設定します。

＜理 念＞

今ある施設を、資源として捉え、時代やニーズの変化に対応したサービスを継続的に提供しながら将来に引き継ぐ

＜目 的＞

本市の公共施設等の情報を市民と共有し、人口減少や限られた財源の中で、維持管理費の縮減や長寿命化による運営の効率化、市民ニーズや社会情勢に対応した施設の適正化を行い、より施設の価値を高める視点で取り組みながら、市民が将来にわたって安心して利用できる公共施設等を持続的に提供することを目的とします。

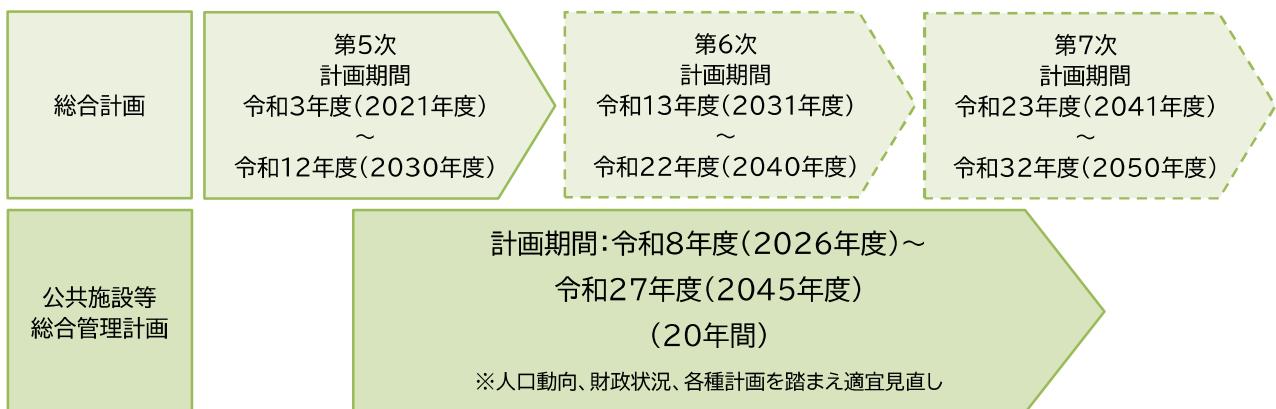
(2) 計画期間

公共施設等は、建築物やインフラ施設など様々な施設があります。それぞれの施設には寿命があり、設計から建設、運用、修繕、解体まで15年から60年という長期間にわたることから、計画期間として中長期的な視点が不可欠です。

また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年(2014年)4月22日総務省)」では、計画の策定にあたっては、将来の人口や財政の見通しをもとに長期的な視点に基づき、少なくとも10年以上の計画期間とすることとされています。

のことから、平成29年(2017年)3月の計画策定時には、人口の増加から減少へ移行する時期や将来更新費用試算の結果、より多くの費用が発生する期間が先20年間に集中することから、令和18年度(2036年度)までの20年間の計画としました。

本改訂においても、長期的な視点で計画の進行管理をするため、改訂時から20年間を計画期間とします。



(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ア 基本的な方針

1(1)に掲げる理念・目的の確立のため、以下の基本的な方針に基づき進めます。

(ア)施設全体の方向性を定め、引き続き使用する施設は長く大切に使う

本市はこれまで高度経済成長期や震災復興により、多くの公共施設等を整備してきましたが、今後、人口減少や少子高齢化の進展、財政状況等を踏まえると、これまで以上の量の施設整備を行うことは困難であると考えられます。このことから、施設全体の方向性を定め、施設の最適配置を図り、引き続き使用する施設は貴重な資産として捉え、適切に点検や診断を行い、長寿命化につながるよう長く大切に使うことを基本とします。なお、点検や診断の結果から劣化・損傷など安全面で危険性が認められたものについては、修繕・更新などにより安全性の確保を図ります。

また、本市は阪神・淡路大震災後に建築した施設が多く存在しており、建築後30年未満の大規模改修を行っていない建物が多いことから、大規模改修の際に長寿命化に向けた修繕を計画的に行います。

(イ)効率的かつ効果的な施設運営

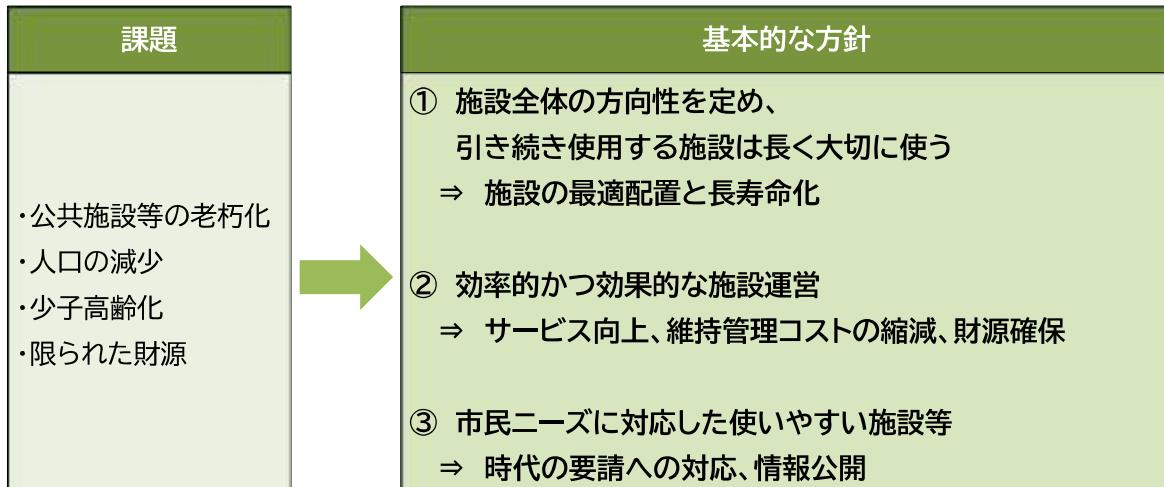
限られた財源の中で施設を運営するうえで、包括管理委託やICTを活用するなどサービス向上や維持管理コストの縮減にかかる取組、受益者負担の適正な見直しなどを行います。また、民間活用による効率的かつ効果的な事業運営や、施設機能の十分な発揮により、実質的な運営コストを縮減させます。

(ウ)市民ニーズに対応した使いやすい施設等

公共施設等の担う役割は時代とともに変化します。市民ニーズや社会情勢の変化に対応した、市民に利用される施設とします。

また、公共施設等の利用状況、コスト等をはじめ、様々な情報を市民に公開します。

図 3-1-1 課題と基本的な方針



イ 具体的な取組

基本的な方針に基づき、具体的な取組を以下に示します。

(ア)公共施設

a 施設の長寿命化

公共施設の計画的な維持管理・更新を行っていくためには、施設の状態を日常的・定期的に点検・診断を行い、必要に応じて対策を講じる必要があります。

適正な点検・診断の下で、計画的な維持管理・更新を行い、安全性を確保しながら、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。

b 時代の要請に対応した施設

今ある施設を将来にわたって有効に活用するため、バリアフリー、環境配慮、ICT、防災機能等のほか、少子高齢化や社会情勢の変化など、市民ニーズや時代の要請に対応した公共施設の整備を図ります。

また、利用実績の低下など、時代のニーズに合わなくなつた施設については、複合化・転用・縮小・廃止なども検討します。

c 保有量の最適化

限られた財源の中で、今後も持続的に施設を利用できるようにするため人口動向や施設の利用状況、施設の公共性、周辺施設の状況及び類似機能施設の配置状況、災害時の活用等、多方面から将来における施設の必要性や地域での役割などを総合的に検討し、施設の統廃合や転用、建替え時や大規模改修時の施設の複合化等の再配置を実施することにより施設保有量の最適化を図ります。

d 効率的かつ効果的な施設運営

包括管理業務委託、指定管理者制度、新たなPPP¹⁴／PFI¹⁵等の民間活用や広域化など、様々な手法により、市民サービスの向上と施設のライフサイクルコストの縮減を図るとともに、受益者負担の適正な見直しを行うなど、効率的かつ効果的な施設マネジメントを推進します。

¹⁴ PPP : Public Private Partnership の略。

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

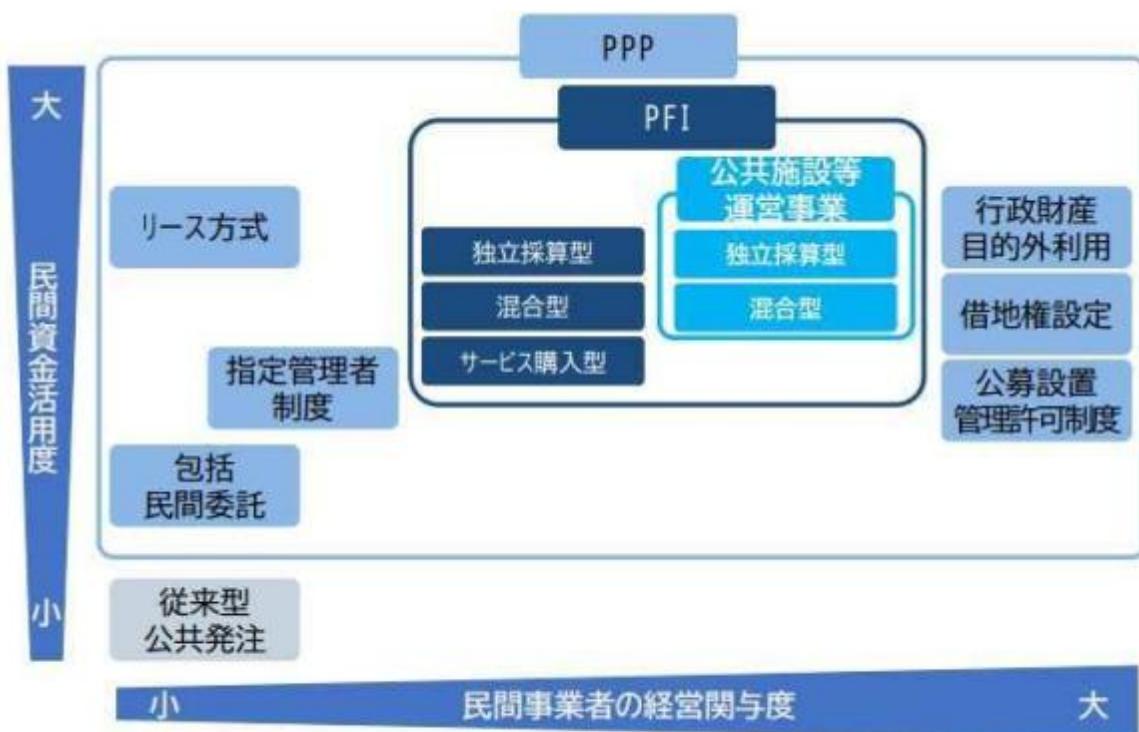
¹⁵ PFI : Private Finance Initiative の略。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

PPP/PFI事業の概要イメージ

PPPは、Public（官）とPrivate（民）のPartnership（連携）であり、それお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るなど様々な形で活用されています。

なお、下図では、民間事業者の運営の自由度の観点から代表的なPPP事業類型をマッピングしています。



※事業案件ごとに官民のリスク分担が異なることから、必ずしも上記イメージ図に合致するわけではない。

令和5年(2023年)7月 『PFI 事業の概要』 内閣府民間資金等活用事業推進室 抜粋

➤ 多様なPPP事業類型

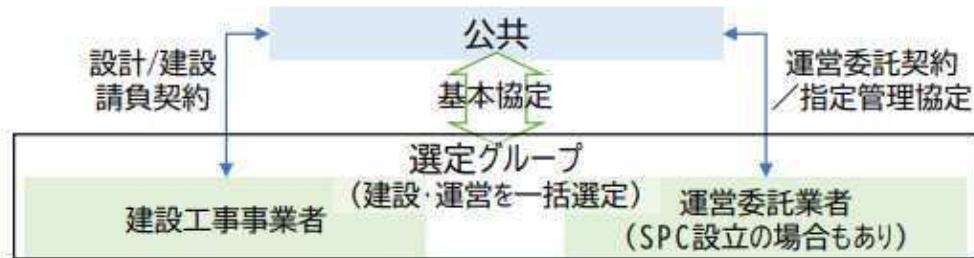
公募設置管理許可制度（Park-PFI）

- 都市公園において、飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度です。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、設置管理許可期間（10年→20年）や建蔽率（2%→12%）等の特例が適用されます。
- さらに、特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2は社会資本整備総合交付金を活用可能です（官民連携型賑わい拠点創出事業）。
- なお、PFIと名付けられていますが、都市公園法に根拠を置き、PFI法に基づくPFI事業とは異なります。



DBO (Design-Build-Operate) 方式

- 設計・建設、運営をパッケージで民間委託する方式であり、PFIに類似した事業方式です。従来型公共事業と同様、起債によるため資金調達コストは低いものの、PFIと異なり、施設整備費を契約期間に渡って平準化することはできず、一部は当初に負担する必要があります。
- 一括発注・性能発注により、民間事業者のノウハウで、施設のライフサイクルコスト削減につなげる効果的な提案を求めることが可能です。
- また、PFIと異なり、一本の事業契約とせず、設計・建設契約と運営契約を分離することが一般的です（公共の契約管理事務は増加）。
- PFI法に準拠せず、法的な位置付けはありません。



令和5年(2023年)7月『PFI事業の概要』内閣府民間資金等活用事業推進室 抜粋

(1)インフラ施設

a 安全性の確保

災害時にも必要な機能を確保できるよう計画的に整備・更新を進め、市民生活の安全性及び利便性の確保を図ります。

b ライフサイクルコストの縮減

各施設の長寿命化計画等に基づき、予防保全の考え方による施設の点検・診断の実施など、計画的な維持管理・更新を行うとともに、PPP／PFI等の民間活用などの様々な手法により、ライフサイクル全体を通したコスト縮減を図ります。

また、将来的な人口減少を見据えてダウンサイジングや広域化についても検討します。

c 財源の確保

インフラ施設については、「第2章 4将来更新費用試算」のとおり、多額の更新費用による財源不足が見込まれていますが、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設が多く、特に道路や上下水道施設は災害時において重要な施設であり、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防止しなければならず、適正に維持管理するための財源を確保しなければなりません。

また、公営企業である上下水道については、適正な維持管理に基づくライフサイクルコストの縮減と透明性を確保した上で、受益者負担の適正化を図ります。

その他のインフラ施設については、施設の老朽度、利用状況、公共性、代替サービス、コスト等を踏まえながら、限られた財源の中で効率的かつ効果的な施設運営を検討します。

ウ 数値目標の設定

(ア)数値目標

本市の公共施設の現状は、「第2章 1公共施設等の現況」で述べたとおりですが、市民一人あたりの公共施設延床面積は、類似団体、近隣市と比較すると、平均を超える水準となっています。これは本市が他市町村との合併を行っていない中で、市民の多様なニーズに応えるべく、積極的に公共施設を整備し、住民サービスを充実させてきた結果と言えます。

ただし、本市の人口は「第2章 2人口についての今後の見通し」で述べたとおり、平成27年(2015年)をピークに今後も減少が続く見通しです。このような状況下では、施設の利用状況や財政状況を考慮しながら、公共施設のあり方を見直していくことが必要となります。

のことから、本計画では、平成27年(2015年)時点の市民一人あたりの延床面積4.2m²を上限とし、今後の人団体動向や施設の老朽度、利用状況を踏まえ、統合、転用、複合化、縮小、廃止などの適正化を図り、施設を将来にわたって有効活用する視点を持ちながら、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共施設となるよう機能面や施設配置等の検討を行い、必要な見直しを進めます。

また、財政面においては、「第2章 4将来更新費用試算」の結果において、今後50年間の年平均更新費用が本市の現水準から推計する投資的経費の見通しを上回っていることからも、日常的な維持管理費用を縮減するとともに、施設の長寿命化、運営方法の見直しを図るなど、更新費用の平準化と費用の圧縮を図ります。

(4) 実施方針

ア 点検・診断等の実施方針

公共施設等を市民が安全で安心して利用することができるよう、施設等の性能や劣化状況を把握するための日常的・定期的な点検・診断等を実施します。

点検には、定期的に実施する専門的な「定期点検」、施設管理者が異常・劣化具合を目視等により点検する「日常点検」、災害や事故が発生した際に行う「緊急点検」の3種類があります。

今後は、定期点検及び日常点検の質を高め、予防保全を推進することにより、施設の長寿命化を図ります。

点検・診断等で得られたデータは、履歴として集積・蓄積し、個別施設情報として共有化を図り、最も経済的な更新時期や修繕・改修時期を判断する基礎資料とします。

公共施設については、定期点検を実施するとともに、施設管理者向けに点検マニュアルを活用し、職員や施設管理者による日常点検ができる仕組みを構築し、予防保全につなげる体制を整えます。

インフラ施設については、法令等により定められた定期点検として、国の指針や個別計画等に沿った適切な点検・診断を実施します。なお、定期点検以外にも必要に応じて日常点検、緊急点検、劣化診断調査等を実施します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、日常的・定期的な点検・保守等の維持管理活動を実施し、早急な修繕が必要と判断された場合には速やかに対応するとともに、更新等については長期的な視点をもって計画的に実施します。

維持管理等においては、包括管理業務委託、指定管理者制度、新たなPPP／PFI等の積極的な民間活用や、更新時の省エネ設備の導入等を進めます。また、必要に応じて利用料の見直し等の受益者負担の適正化を行い、市民サービスの向上とコスト縮減を図ることで、より効率的かつ効果的な施設管理を目指します。

また、インフラ施設は、都市の基盤となるものであり、利用者の安全性の確保や安定した供給・処理が必要になることから、適切な点検・診断を行い、その結果に応じた適切な対応を行うこととします。また、維持管理に大きなコストが必要になることから、日常的・定期的な点検・診断に基づく優先順位の設定や、民間活用、広域化などさらに効率的かつ効果的な手法を検討し、長期的な視点で維持管理コストを平準化・適正化し、コストの縮減を図るとともに、受益者負担の適正化についても検討します。

ウ 安全確保の実施方針

公共施設等の点検・診断等の結果に基づき安全確保を図ることとします。

施設利用者が安心かつ安全に公共施設を利用できるよう、点検・診断時に併せて施設のバリアフリー状況を確認し、施設利用者の安全確保に向けた対応策を検討します。

公共施設については、定期点検、日常点検において劣化状況の把握に努め、安全性の確保と効率的な施設の保全に取り組みます。

インフラ施設については、点検や診断等の実施結果に基づき、優先順位づけを行い、事故を未然に防止できるよう努めます。

エ 耐震化の実施方針

公共施設については、阪神・淡路大震災を契機に地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組を一層進めるため、平成20年(2008年)に策定した「耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めており、市有の多数利用建築物¹⁶については、令和2年度(2020年度)に耐震化率100%¹⁷となりました。今後、非構造部材も含めた耐震改修を進めます。

インフラ施設については、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設であり、地震等による被害を最小限に抑えることが重要です。特に道路や上下水道施設は、安全確保の観点からも優先的に耐震化を進めていくことが重要で、個別の長寿命化計画等に基づき耐震化を促進します。

オ 長寿命化の実施方針

今後とも継続して保有する施設等については、定期点検や調査等に基づいて計画的に改修を行う「予防保全型」で進め、施設の長寿命化を図り、維持管理コストの縮減と平準化を図ります。

なお、今後、策定や見直しを行う個別施設の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針と整合を図るものとします。

カ 統合、転用、廃止等の方針

公共施設等については、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共施設となるよう人口動向や施設等の老朽度、利用状況、公共性、周辺施設の状況及び類似機能施設の配置状況、災害時の活用、コスト等、多方面から総合的な検討を定期的に行い、今後の施設の方向性を検討します。なお、今後20年間に更新等を予定している施設は、「第5章 公共施設の最適化構想」に基づき、方向性を検討します。

¹⁶ 多数利用建築物：学校、病院、劇場、集会場、百貨店など不特定多数の方や災害時に配慮が必要な方が利用する建築物のうち、一定の規模を有するものを指す。地震発生時の安全確保が特に重要な施設として、重点的に耐震化が求められる建物のこと。

¹⁷ 下水処理場等のインフラ関連施設、50m²未満の小規模な建築物や機械室・倉庫など居室がない建築物、民間施設との複合建築物及び国・県が所有する建築物など市が単独では耐震診断等を実施できないものは除く。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメントを効果的に推進するため、組織横断的な全庁推進体制を構築します。

この体制のもと、施設マネジメントに必要な情報を一元的に集約・管理する仕組みを整備し、庁内での情報共有を図ります。

また、職員の公共施設マネジメントに関する意識向上を図るため、庁内研修会の開催や民間ノウハウを活用した先進事例の調査研究を通じて、これからの中公施設のあり方について継続的に検討を進めます。

ク ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインは、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人に分かりやすく利用可能であるようにデザインすることであり、公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ、利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

ケ 脱炭素化の推進方針

脱炭素化は、ゼロカーボンシティ表明、芦屋市地域脱炭素ロードマップ、芦屋市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び第5次芦屋市環境保全率先実行計画に基づく、公共施設の整備等に合わせた省エネ・再エネ設備の導入などにより、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの実質排出量ゼロに向けた取り組みを推進します。

2 取組体制と情報管理

(1) 取組体制

公共施設マネジメントを推進するためには、その実施に向けた体制づくりが重要です。特に公共施設等の長寿命化や予防保全の実施には、計画的な予算確保が前提となり、各施設を所管する部門とともに、建築部門、財政部門、企画部門が連携することが重要です。

公共施設については、本計画に基づく公共施設等のマネジメントを推進できる体制及び各施設に関する情報を一元的に収集・管理・分析できる仕組みを構築し、関係部門の調整の下、今後の各施設の方向性を検討して対策を実施するなど、マネジメントを推進します。

インフラ施設についても、各インフラの長寿命化計画等に基づき、各施設所管部署を中心に、安定的な施設管理を推進します。

(2) 情報管理・共有

公共施設等のマネジメントを推進するためには、老朽度、利用状況、コスト等の施設等に関する情報を一元的に収集・管理・分析し、全体の中で総合的に判断することが必要です。

公共施設については、それらの情報を集約、管理する仕組みとして、施設カルテを作成しています。施設カルテは、市が管理・運営する公共施設の老朽度、利用状況、コスト面等を「見える化」するもので、施設の長寿命化計画策定や各施設の今後の方向性の検討などのために必要な基礎資料として活用します。

インフラ施設については、施設所管部署において、整備、維持管理に関する情報など、施設台帳を適正に管理します。

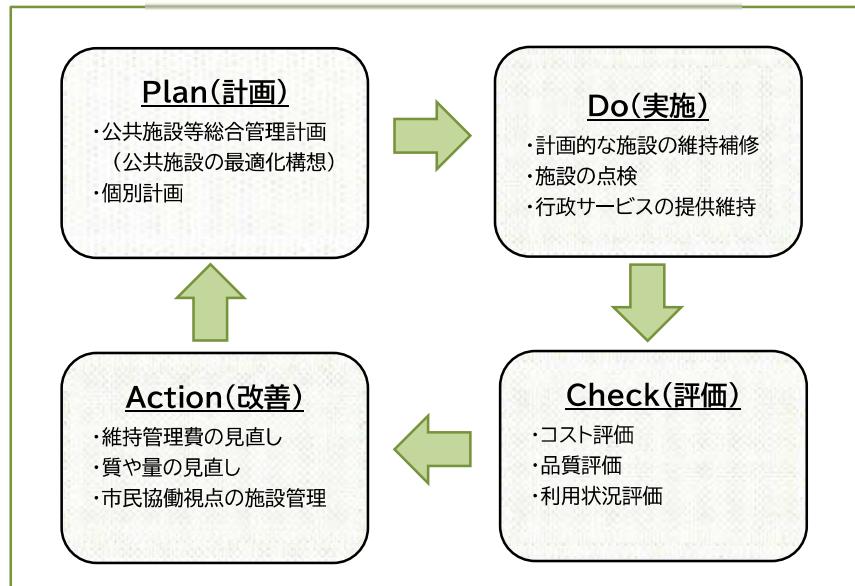
今後の各施設のあり方の検討については、市民の理解を得て、共に考えていくことが重要であることから、そのための情報を積極的に公開します。

3 フォローアップの実施方針

(1) マネジメントサイクルによるフォローアップ

本計画の実効性を担保するには、継続的なフォローアップが重要です。計画に掲げた各種取組の推進状況等について、施設所管部署等へのヒアリングなどを通じて検証し、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行うこととします。また、本計画の見直しが必要となる場合は、適宜見直しを実施します。

図 3-3-1 PDCAのマネジメントサイクルイメージ



第4章 インフラ施設の施設類型ごとの管理に関する基本方針

第3章では、公共施設及びインフラ施設全般の管理に関する基本方針等を示しましたが、第4章では、インフラ施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針等を示します。

(1) 道路

ア 現状と課題

- ・本市の道路(市道)は881路線、延長213km、面積1,700,979m²となっています。
- ・道路施設の老朽化が全国的な課題となる中で、国が示している点検、診断等のメンテナンスサイクルに基づき、老朽化対策を実施しています。
- ・山手幹線が平成22年(2010年)に開通するなど、交通処理能力の強化を図っており、令和7年(2025年)4月時点での都市計画道路の整備率は87.7%となっています。
- ・「芦屋市無電柱化推進計画」に基づき、美しい景観形成と防災性能向上の観点から無電柱化を推進しています。
- ・夜間の交通安全、防犯対策及び道路維持管理コストの縮減や老朽化対策の観点から、公益灯の照度アップや計画的にLED化を実施しています。
- ・近年の自転車を取り巻く環境の変化に対応していくため、生活道路や幹線道路等において歩行者との共存が図られるよう対策を検討していく必要があります。
- ・街路樹については、「芦屋市街路樹更新計画」に基づき、路線毎の適正化、植替えなど、適切な維持管理を行うことで、持続可能で質の高い緑の充実を図ります。

イ 管理に関する基本的な方針

市民生活の安全・安心及び地域経済を支える社会基盤として重要なインフラであることから、今後も必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施します。

また、道路舗装状況の調査結果や補修工事情報等についてデータを蓄積し、路面の劣化傾向や修繕時期を判断する指標とし、予防保全・長寿命化を基本とする維持管理を進め、コストの縮減を図ります。

(ア)点検・診断等の実施方針

- ・国の技術的基準に基づき点検を実施します。
- ・日常点検については、日々の道路パトロール等により実施します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常的な維持管理については、包括管理業務委託を導入し、民間のノウハウを生かし、施設の効率的な管理運営、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。
- ・点検結果や市民からの要望、道路の利用実態等から総合的に勘案し、修繕する路線の優先順位を検討し、計画的な対策を実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

- ・点検等で発見された道路の陥没等の舗装の損傷がある箇所については、状況に応じて速やかに応急復旧や通行禁止等の措置を図ります。

(2) 橋梁

ア 現状と課題

- 本市が管理する橋梁は85橋となっており、昭和35年(1960年)から昭和45年(1970年)の高度経済成長期に多く架設しています。
- 建設から50年以上経過する高齢化橋梁は令和6年(2024年)時点で約61%となっていますが、20年後には約84%となり、今後急速に高齢化橋梁が増大します。
- 今後増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、計画的な対策の実施ができるよう、安全性の確保とコスト縮減を図ることを目的として令和7年(2025年)3月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

イ 管理に関する基本的な方針

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、これまでの対症療法型の修繕から予防保全型の修繕を進め、計画的な対策を行うことによりライフサイクルコストを縮減し、予算の平準化を図ります。

(ア)点検・診断等の実施方針

- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき点検を実施します。
- 点検は日常点検と定期点検により橋梁の健全状態を把握していきます。また、地震や台風などの自然災害時には、異常時点検を実施します。

日常点検	道路パトロールとして通常、目視によって実施します。
定期点検	定期点検については、基本的に5年に1回、「兵庫県道路橋定期点検要領(芦屋市版)」により実施します。
異常時点検	地震、台風、豪雨等により災害が発生した場合、その恐れがある場合、又は異常が発見された場合、主に橋梁の安全性を確認するため点検を実施します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 日常点検、定期点検を通じて、橋梁の状態を十分把握するとともに、点検に基づく情報を蓄積し、効果的な維持管理を行います。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕・更新費用の平準化が図れるよう計画的な修繕・更新を行います。なお、必要に応じて計画の見直しを実施します。

(ウ)安全確保の実施方針

- 点検等によって得られたデータ結果に基づき、健全度を把握し、橋梁の損傷を早期に発見します。なお、損傷がある箇所については、状況に応じて速やかに応急復旧や通行禁止等の措置を図ります。

(3) 公園

ア 現状と課題

- ・本市の公園は、都市公園が145箇所、595, 283m²、都市公園以外の公園が17箇所、339, 540m²となっており、市全体で162箇所、934, 823m²となっています。
- ・昭和 30 年代から 50 年代にかけて設置された公園が多く、遊具をはじめ多種多様な施設の老朽化が進んでおり、その中には使用見込期間を過ぎている施設もあり、点検を行いながら長寿命化を進めています。
- ・公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用に努めることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、費用の平準化を図ることを目的として、平成23年(2011年)6月に「公園施設長寿命化計画」を策定し、令和3年(2021年)8月に見直しを行いました。
- ・霊園については、墓地に対する価値観の多様化や継承が困難になるという課題があることから、これらを踏まえた公園墓地としての再整備及び管理方法を検討する必要があります。

イ 管理に関する基本的な方針

公園については、これまでの主たる利用層は子ども中心でしたが、今後の少子高齢化社会の中で、利用が増加している高齢者層への対応も行う必要があり、市民ニーズや地域の実情に沿い、子どもから高齢者までの様々な世代に親しまれる公園・緑地を整備していきます。

(ア)点検・診断等の実施方針

- ・国の技術的基準に基づき、点検・診断を実施します。
- ・遊戯施設及び運動施設については、有資格者による定期点検(年1回)や職員による日常点検(随時)を行います。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常的な維持管理については、包括管理業務委託を導入し、民間のノウハウを生かし、施設の効率的な管理運営、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。
- ・「公園施設長寿命化計画」において計画対象となる公園については、予防保全型管理あるいは事後保全型管理に位置づけ、計画的な維持管理を行います。
- ・令和2年度(2020年度)に実施した健全度調査に基づき、健全度の状況に応じて、順次必要な補修、消耗品部品交換、再塗装等を施し長寿命化を図ります。なお、健全度が低い施設については、早急に更新もしくは廃止します。
- ・公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については、毎年の定期点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。
- ・その他の予防保全型管理を行う公園施設についても、5年ごとの定期点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

(ウ)安全確保の実施方針

- ・利用者の安全を常に確保するため、清掃や巡視を行う際に損傷や異常が見られた施設に対しては速やかに補修等を行います。

(4) 上水道施設

ア 現状と課題

- ・本市の水道事業は、昭和10年(1935年)に兵庫県から許可を受け、昭和13年(1938年)4月に給水開始をしており、その後6期にわたる拡張事業を実施し、現在は第7期拡張事業として、計画給水人口98,600人、計画一日最大給水量41,800m³の数値に基づく施設整備を行い、配水管総延長は約242kmとなっています。なお、本市は六甲山系の地形を生かし、ポンプ等の動力設備を使わなくても配水できる自然流下方式を基本としています。
- ・阪神・淡路大震災からの復興や南芦屋浜地区の整備事業に注力してきた経緯もあり、老朽化した管路が多くあり、法定耐用年数40年を経過した総管路延長は、令和6年(2024年)時点で全体の約38%を占めており、今後一層の老朽化が進みます。
- ・阪神・淡路大震災における甚大な被害状況を踏まえ、平成21年(2009年)9月に「水道ビジョン」を策定し、令和4年(2022年)3月に見直しを行っています。

イ 管理に関する基本的な方針

上水道施設は、平常時はもとより、地震などの災害時においても市民生活にとって必要不可欠かつ重要なライフラインであることから、施設の更新においては、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施する必要があります。

今後は、施設の状況調査、資産台帳や管路台帳のデータベースなどの情報をもとに、重要度・優先度を踏まえた更新費用の平準化とライフサイクルコストの縮減とともに受益者負担の適正化を図りながら、持続可能な事業運営と計画的な上水道施設の更新を検討・実施します。

広域連携の検討など国の要請や将来的な人口減少を見据え、水道施設のダウンサイ징、広域化について検討します。

(ア)点検・診断等の実施方針

- ・「水道ビジョン」に基づき点検を実施します。
- ・簡易診断結果より、必要に応じて耐震診断を実施し、優先度を定めた施設整備を実施します。
- ・点検・診断により主要施設の評価を見直し、点検・診断を実施します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後も保守費用や更新費用の平準化が図れるよう、「水道施設整備計画」を見直しながら計画的な保守・更新を行います。
- ・管路については、材質・布設年度・重要路線等を考慮し、路線ごとに評価したものによる優先度を定め効率的かつ効果的に更新します。
- ・限られた財源等で早期に耐震化を進めていくため、避難所等の重要施設に接続する配水管路の耐震化を計画的・重点的に進めていきます。
- ・より効率的な施設運営に向けて、複数業務をまとめて委託するなどの民間活用を推進し、創意工夫が期待できる契約方式の検討を行います。
- ・収支バランスの均衡を保つため、水道料金体系の見直し検討を行い、適正化を図ります。

(ウ)安全確保の実施方針

- ・国の定める各基準を遵守した、適切な検査項目、検査頻度を検討した水質検査計画を毎年度策定し、それに基づく水質検査を実施するとともに、水質事故防止や水源における危機的事象に対応した安全な水質管理を実施します。
- ・貯水槽水道の管理状況の把握に努めるとともに、管理者への指導徹底や適切な情報提供等、関係部局と連携して啓発活動に取り組みます。

(5) 下水道施設

ア 現状と課題

- ・本市の下水道事業は、昭和10年(1935年)に下水道事業計画認可を受けて下水道建設に着手しており、平成19年(2007年)3月に下水道普及率100%となりました。現在は、計画処理人口98,600人、処理区域面積1,126ha の数値に基づく施設整備を行い、下水道管渠の総延長は、322kmとなっています。
- ・阪神・淡路大震災からの復興、南芦屋浜地区整備事業、六麓荘地区整備事業に注力してきた経緯もあり、老朽化した管路が多くあり、法定耐用年数50年を経過した下水道管の延長は、令和6年度(2024年度)末時点で全体の約35%を占めています。
- ・昭和40年代から集中的に下水道整備を行っており、今後、急速に下水道管渠施設が老朽化し、更新には多額の経費を要することが見込まれています。
- ・平成23年(2011年)12月に下水道の取り組むべき課題や施策を示した基本構想として「下水道中期ビジョン」を策定し、令和3年度(2021年度)には令和13年度(2031年度)までにわたる10年間の事業運営の指針とした「下水道ビジョン」を策定しました。
- ・雨水については、浸水に対する安全性の向上のため、平成22年度(2010年度)に5年確率降雨から10年確率降雨に変更しました。そのため、今後、10年確率降雨に基づいた雨水整備が必要となっています。

イ 管理に関する基本的な方針

下水道施設は、市民生活にとって必要不可欠なライフラインであることから、適正な維持管理及び更新を図っていく必要があります。また、老朽化した下水道管渠に起因する道路陥没等の事故を未然に防ぎ、市民生活に多大な影響が生じないように努めています。

平成30年度(2018年度)には、「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、リスク評価に基づいた下水道施設調査計画により、下水道施設の状況調査を行い、その調査結果から適切な維持補修工事及び改築工事を行っています。また、既設下水道管渠の延命化やライフサイクルコストの縮減を図るとともに、更新費用の平準化や受益者負担の適正化を図りながら、良質な下水道サービスの提供を持続します。

また、雨水については、10年確率降雨に基づいた雨水整備計画を策定し、計画に基づいた雨水整備を行っていきます。

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、リスク評価に応じて5年から37年に1度、目視点検及びTVカメラ調査等で下水道管渠等の調査を行い、その調査結果から劣化等が見られた下水道管渠等を抽出します。
- ・下水処理場及びポンプ場の施設についても、日常点検や動作確認等により劣化状況の判断を行います。

(1)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠等の劣化状況から緊急度に応じて適切に補修工事及び改築工事を行うとともに、限られた財源の中で費用の平準化を図りながら事業の経営健全化に努めていきます。
- ・下水道管渠等については、更新に合わせて継手対策なども含めて耐震化を図っていきます。
- ・処理場及びポンプ場については、耐震等の診断を実施し、その結果必要な施設については、補修工事及び改築工事を行っていきます。
- ・より効率的な施設運営に向けて、業務の効率化や民間の創意工夫が期待できるウォーターPPPを含む官民連携方式の検討を行います。
- ・受益者負担の適正化を図ります。

(2)安全確保の実施方針

- ・起こりうる浸水被害を最小限に抑えるため、現状の降雨や浸水状況を踏まえて、「雨水整備計画」を策定します。

(6) 供給処理施設(廃棄物処理施設)

ア 現状と課題

- ・供給処理施設については、一般廃棄物の処理を行う施設として環境処理センターを整備しています。なお、芦屋浜地域及び南芦屋浜地域の一部は、廃棄物運搬用パイプライン施設による空気輸送を行っています。
- ・旧工場棟(不燃物処理)及びリサイクル棟は、建築後50年近く経過し、老朽化が進んでおり、施設整備基本計画を検討しています。
- ・焼却施設は、建築後30年近く経過し、令和2年度(2020年度)までの延命化工事は行ったものの、次期の施設建設に向けた計画を定めていく時期にあります。令和5年9月から隣接する神戸市と広域処理についての検討・協議を進めた結果、可燃ごみに係る運搬中継施設を本市環境処理センター内に整備し、令和12年度(2030年度)以降に神戸市所有の焼却施設に運搬・焼却処理するとした協議が整ったことから、令和7年(2025年)3月25日に「芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約を定める協議書」を両市間で締結しました。上記を踏まえて施設整備基本計画を策定します。
- ・パイプライン施設は芦屋浜地域が昭和54年(1979年)に稼働し、南芦屋浜地域は平成10年(1998年)に稼働していますが、当初から本格的な改修は行っていないことから老朽化が進んでいます。改修に多大な費用がかかることから、平成30年度(2018年度)に「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例」を制定し、芦屋浜地区については令和20年度(2038年度)末まで、南芦屋浜地区については令和32年度(2050年度)末までを限度とし運用期間を定めました。

イ 管理に関する基本的な方針

(ア)点検・診断等の実施方針

- ・予防保全を基本に、計画的に日常点検と定期点検を行います。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検、定期点検を通じて、各種機器の作動状況の管理等を行い、効果的な施設の維持管理を実施します。
- ・パイプライン施設については、社会環境の変化及び老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。
- ・焼却施設及び資源化施設は、老朽化に対応するため、施設の延命化や新施設の整備等にあたっては、二酸化炭素排出量削減等の環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。対策として、延命化、建替え、広域化等の手法を検討します。

(ウ)安全確保の実施方針

- ・常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努め、事故防止を図り、安全対策を実施します。
- ・薬品類・毒性ガス・危険物等に対し必要な保安対策を行い、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに応急措置を講じます。

第5章 公共施設の最適化構想(令和8年度～27年度)

1 概要

(1) 構想策定の背景と目的・上位計画等との位置づけ

公共施設等の老朽化対策には、多額の経費が見込まれますが、本市は、既に人口減少局面に入っており、更なる少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加等により、より慎重な財政運営が想定されています。そうした状況を踏まえると、持続可能な行政サービスの維持・向上を図るためにには、今ある全ての公共施設を保有したまま、更新を続けることは困難な状況です。

総務省は平成30年2月27日付で、公共施設等の老朽化対策にかかる財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置を実現するための指針「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂しました。また、同日付で事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」を発出し、総合管理計画の充実等を示しています。更に、同年4月の「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」では、総合管理計画に基づく個別施設計画の策定の必要性が示されたほか、令和3年(2021年)以降も、総合管理計画等に基づき実施した取組等の結果を隨時反映させるなど、不斷の見直しを実施し、順次充実していくべきことが示されています。

こうした国の動きに沿って、本市も個別施設計画等の策定を目指してきたところですが、公共施設の総量縮減を図るためにには、単に施設分類ごとに個別施設計画を策定するのではなく、より実効性を伴った組織横断的な取組の中で、施設の再配置を進める戦略的な考え方が必要であると判断し、令和3年(2021年)に本構想を策定し、取組を進めてきたところです。構想の策定から5年が経過するため、内容を見直すとともに、公共施設等総合管理計画に組み込むこととします。

(2) 基本方針

- 本構想は、令和8年度(2026年度)から令和27年度(2045年度)に更新等を予定している施設¹⁸を施設カルテ等から抽出し、公共施設の利用圏域を踏まえ、更新時期、規模、位置、用途、利用実態等から施設の再配置¹⁹を検討する「プロジェクト」として規定し、取組を進めるものとします。なお、各プロジェクトは、必要に応じてプロジェクト間での相互の連携やプロジェクトを細分化することも想定されます。
- 本構想を進める上での推進体制や進め方等については、「実施方針」において示すものとします。
- プロジェクトを中心拠点施設と地区拠点施設に分け、都市づくりの視点でのプロジェクトの位置付けを規定するとともに、施設用途ごとの方針を「プロジェクト方針」として示すものとします。
- 上記の方針に則って、本構想の期間において想定する6つのプロジェクトを規定し、「プロジェクト概要」として示すものとします。

¹⁸ 更新等を予定している施設：

原則として、建築してから30年目に大規模改修、60年目に建替えることを仮定しています。

¹⁹ 施設の再配置：

複数の類似施設を一つにまとめる「集約」、異なる機能を持つ施設を一つにまとめる「複合化」、既存施設の用途を変更する「転用」、利用状況等を踏まえた「廃止」、利用者ニーズや効率性に応じて施設規模を調整する「拡大・縮小」、施設機能やサービスの提供場所を変更する「移転」を示します。

2 実施方針等

(1) 実施方針

- 推進体制

各プロジェクトは、対象施設の更新時期にあわせて、施設所管課等によるプロジェクトチームを構成し、詳細の検討を進めるものとします。

- 地域・民間事業者との連携等

各プロジェクトの実施や管理運営の検討にあたっては、PPP/PFI 等により民間のノウハウを積極的に活用し、効率的で持続可能な行政サービスを提供します。また、具体的なプランを検討するにあたっては、エリアマネジメント²⁰の視点や施設の特性を踏まえた、市民ワークショップや事業者向けのサウンディング等を実施し、利用者や事業者のニーズを把握します。

- 行財政改革効果額

各プロジェクトに係る費用総額(整備費及び運営費等)と、「公共施設等総合管理計画」で試算した各施設を単純更新する際に必要となる更新費用と運営費等の総額との差額を、行財政改革の効果額とします。

- 個別施設計画の策定

各プロジェクトが具体化した際は、該当施設に係る個別施設計画を策定又は修正します。

²⁰ エリアマネジメント：
地域の環境や価値を維持・向上させる取組

(2) プロジェクト概要等

① プロジェクト方針

地域ごとにコミュニティ形成に資する機能を地区拠点施設として集約し、これらをネットワークで結ぶ中心拠点施設を配置することで、市域全体の市民サービス向上を図ります。

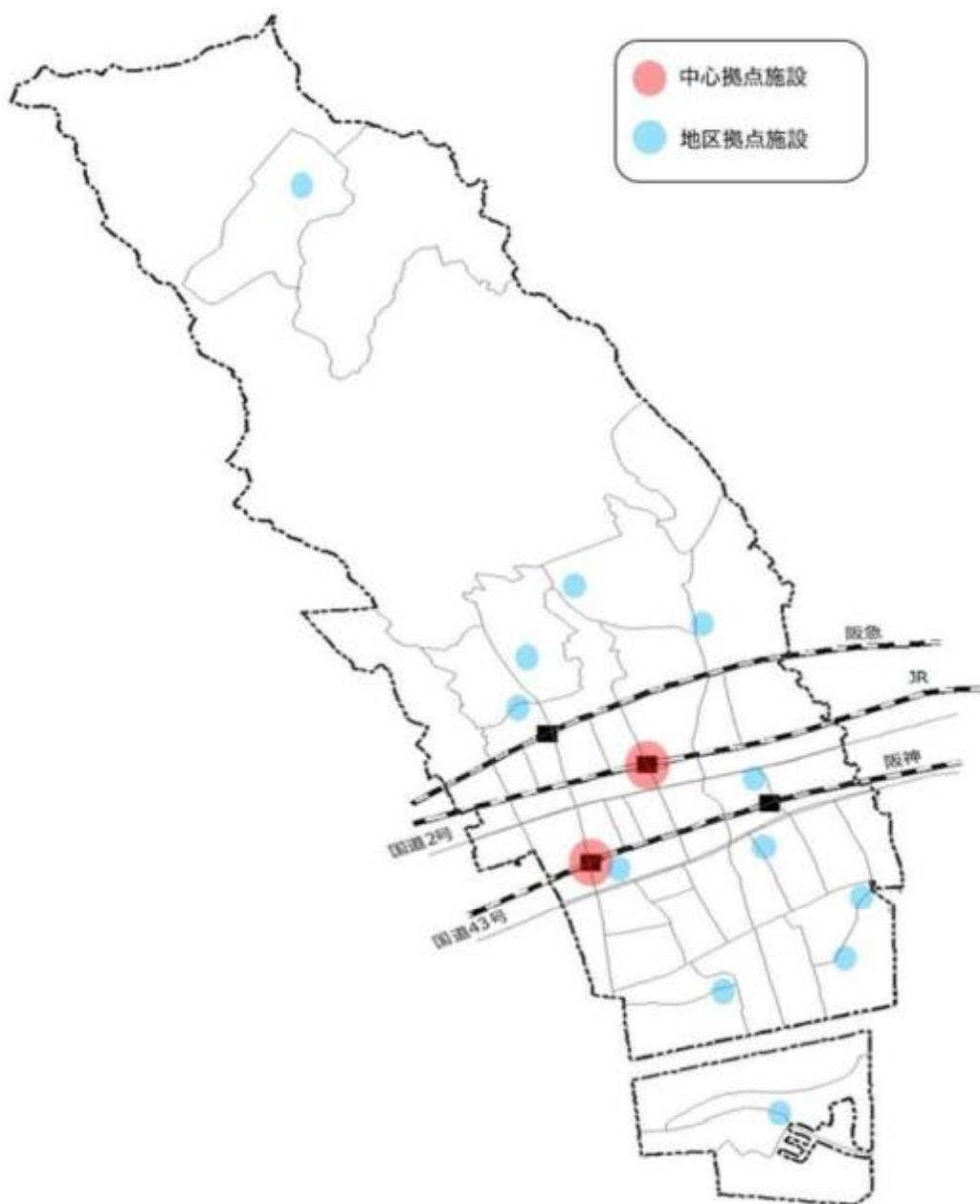
中心拠点施設、地区拠点施設のほか各施設等の方針は、次のとおりです。

方針名	概要
中心拠点施設	<p>交通の利便性や商業、医療などの都市機能が集積している特性を生かし、市内外の交流とにぎわいの拠点、更には地域情報の発信拠点として機能することから、広域的に利用され公共性の高い施設の再配置を検討します。</p> <p>具体的には、図書サービスなどを通じて地区拠点施設間の連携を図り、市民サービスの向上に向けた取組を検討します。</p> <p>中心拠点施設：JR 芦屋駅周辺、阪神芦屋駅周辺の施設</p>
地区拠点施設	<p>様々な世代の交流が生まれ、災害時には地域住民の避難所として機能する施設とします。</p> <p>地区拠点施設：奥池集会所、山手小学校、朝日ヶ丘小学校、岩園小学校、西山幼稚園、打出教育文化センター、精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校、浜風小学校、潮見小学校、潮芦屋交流センター</p>
学校及び就学前施設	こどもの数の減少傾向と、変化の激しい社会を生き抜くためのカリキュラム編成に鑑みて、教育・保育の質の維持・向上を目的とした施設の再配置を検討します。また、学校のプール教育の質の維持と学校プールの老朽化の現状に鑑み、民間委託も含めた最適なプール授業のあり方とプールの老朽化対策を検討します。
文化施設	本市が保有する文化資源を、市内外の多くの方々に広く知っていただけるよう、施設の再配置を検討します。
図書館機能	図書館機能を核としながら、世代を超えた多様な人々が知識や経験を共有・交流できる場を創出することで、生涯学習や市民活動を推進するため、交通利便性の高い中心拠点施設への配置を検討します。
市営住宅等	<p>「市営住宅等ストック総合活用計画(令和6年度改定)」に沿って、原則、全ての住棟について、建替えを前提としない維持管理とします。</p> <p>なお、今後の市営住宅等の供給戸数は、官民の住宅ストック全体量の中で、適切な戸数を判断していく必要があるため、次回の計画見直し時には、住宅政策の総合的見地に立って、必要に応じた対策を検討します。</p>

地区集会所	管理運営方法を検討します。 小学校周辺の地区集会所については、地区拠点施設の空きスペースを活用し、集約を検討します。
その他の施設	社会情勢を踏まえ、市が提供すべきサービスかを判断し、民間活用や単純廃止を検討します。

※ 施設の再配置の際には、将来にわたる施設利活用を踏まえ、施設の総量縮減を図りながら、より使いやすく使い続けることができるよう、「縮充」の観点で取り組みます。

中心拠点施設及び地区拠点施設イメージマップ



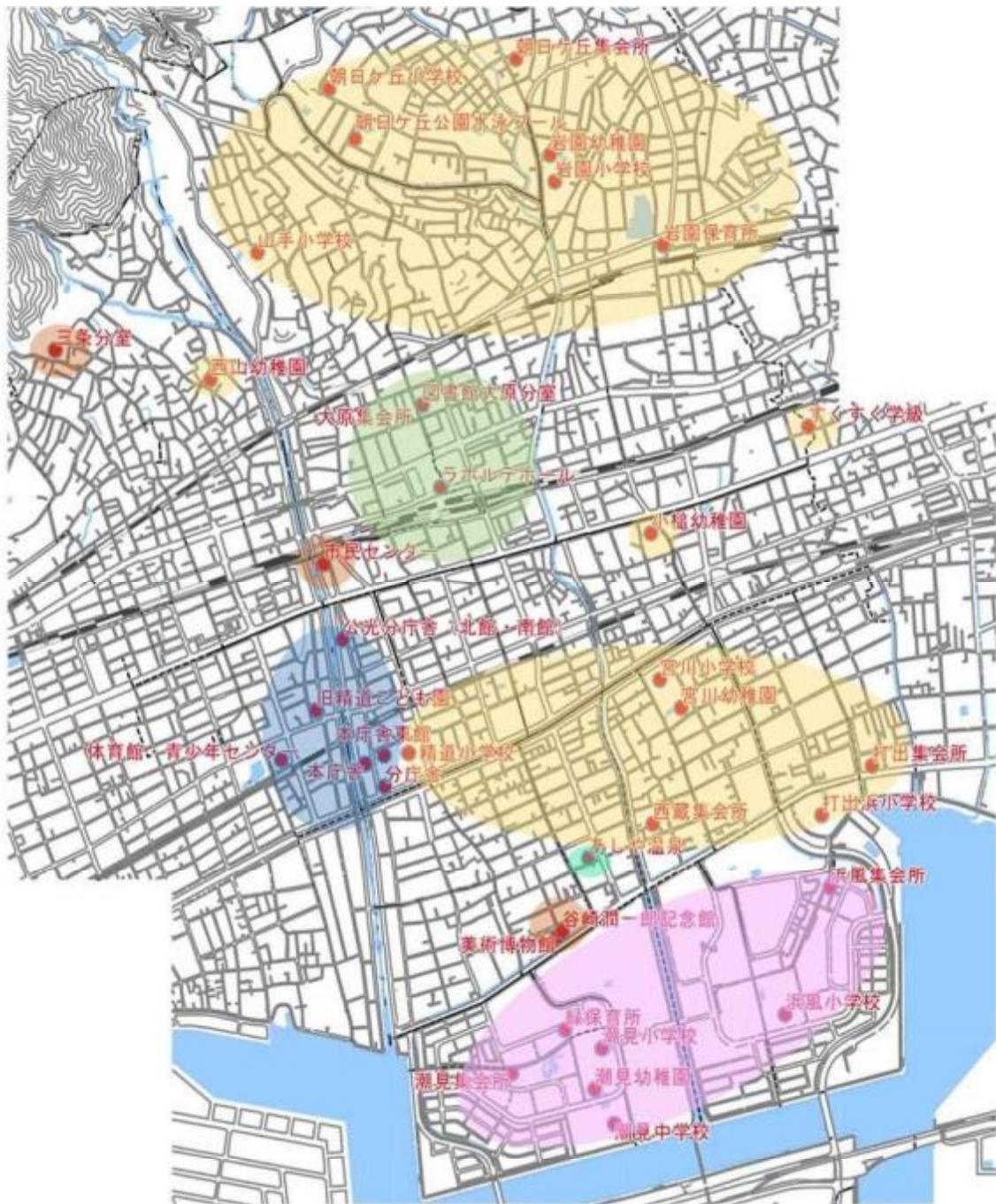
② プロジェクト概要

プロジェクト名	概要
JR芦屋駅南地区 再開発事業に伴う 周辺施設の再配置	<p>JR 芦屋駅周辺を「中心拠点施設」と位置付けます。</p> <p>JR 芦屋駅北側にある公共施設や、JR 芦屋駅南地区再開発事業における公益施設を含め、中心拠点施設としてあるべき機能を踏まえた周辺施設の再配置を検討します。</p> <p>対象施設</p> <p>大原集会所、図書館大原分室、ラポルテホール</p>
本庁舎の更新時期にあ わせた阪神芦屋駅周辺 施設の再配置	<p>阪神芦屋駅周辺を「中心拠点施設」と位置付けます。</p> <p>本庁舎北館の建替えにあわせて、中心拠点施設としてあるべき機能を踏まえた周辺施設の再配置を検討することに加え、市庁舎の総量縮減を図ります。再配置にあたっては、民間資金の活用や市所有に拘らない管理運営手法等の導入を検討します。</p> <p>対象施設</p> <p>市役所本庁舎(北館、南館、東館)、芦屋市分庁舎、体育館・青少年センター、公光分庁舎(北館・南館)、旧精道こども園</p>
学校園施設やその他施 設の更新時期にあわせ た再配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山手地域3小学校(山手・朝日ヶ丘・岩園)の児童数の減少傾向と、変化の激しい社会を生き抜くためのカリキュラム編成に鑑みて、教育の質の維持・向上を目的とした学校施設の再配置を検討します。また、朝日ヶ丘公園水泳プールは、学校のプール授業のあり方検討を受けて、プールの必要性を検討します。 ○ 精道・宮川・打出浜小学校の児童数の減少傾向と、変化の激しい社会を生き抜くためのカリキュラム編成に鑑みて、教育の質の維持・向上を目的とした学校施設の再配置を検討します。 ○ こどもの数の減少傾向と、変化の激しい社会を生き抜くためのカリキュラム編成に鑑みて、保育の質の維持・向上を目的とした就学前施設の再配置を検討します。 <p>なお、再配置においては地区拠点施設として防災機能や地域コミュニティ機能に係る施設の集約も検討します。</p>

※ 下線は直近5か年に更新等が必要な施設

シーサイドタウンのまちづくりと学校園施設等の再配置	<p>シーサイドタウンは、パイプラインの廃止や下水処理場の更新時期にあわせたまちづくりの見直しを検討する中で、あわせて学校園施設やその他の施設の再配置を検討し、施設の総量縮減を図ります。</p> <p>芦屋浜地域2小学校(潮見・浜風)の児童数の減少傾向と、変化の激しい社会を生き抜くためのカリキュラム編成に鑑みて、教育の質の維持・向上を目的として、小中学校施設に潮見幼稚園及び緑保育所を加えた施設の再配置を検討します。</p> <p>なお、再配置においては地区拠点施設として防災機能や地域コミュニティ機能に係る施設の集約も検討します。</p>
文化施設等の更新時期にあわせた再配置	市民センター、美術博物館、谷崎潤一郎記念館及び三条分室は更新時期にあわせた再配置を検討します。
その他の施設	<u>あしや温泉</u> は、公益性の観点や支出超過が続いている状況を踏まえ、温泉事業または源泉を活用した事業について、民間事業者からの提案を募ります。採択される民間提案が無い場合は、公共施設の再配置を検討します。

プロジェクトマップ



JR芦屋駅南地区再開発事業に伴う周辺施設の再配置	本庁舎の更新時期にあわせた阪神芦屋駅周辺施設の再配置	学校園施設やその他施設の更新時期にあわせた再配置
シーサイドタウンのまちづくりと学校園施設等の再配置	文化施設等の更新時期にあわせた再配置	その他の施設

3 市民と共に考える公共施設マネジメント

本構想の見直しにおいては、公共施設に係る「市民ワークショップ」「対話集会」を実施することで、本市の公共施設の現状をより多くの市民に理解していただき、総合管理計画や本構想を進めることができ、持続可能な行政サービスの維持・向上を図る上で大切な取組であることを実感していただきました。こうした取組は、構想の見直し後も、適宜、行うものとします。

(1) 市民ワークショップ「公共施設の未来を考えよう！」

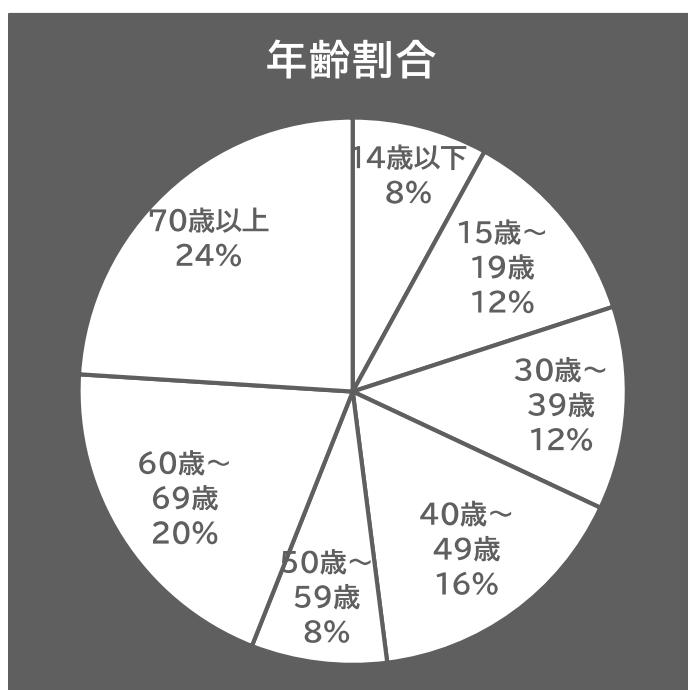
① 開催概要

日時：令和7年(2025年)3月16日(日) 13時～16時

場所：うちぶん 大会議室

開催目的：市民のかたに、公共施設や財政の現況をお伝えし、今後の公共施設配置の基本的な考え方に対する意見をいただき、公共施設等総合管理計画や公共施設の最適化構想の見直しの参考とするもの

参加者：25名



② ワークショップの内容

市長あいさつ・公共施設のお話し

芦屋市の公共施設の現況を伝え、今後の人口減、少子高齢化、施設の将来更新経費の見立てに対し、取組内容を例示(施設の長寿命化・官民連携・集約化・複合化)



公共施設マネジメントゲーム(グループワーク)

少子高齢化・人口減少・財源不足に対応して、どのように施設を配置するかをシミュレーションするもの



本日の気づき(グループワーク)

グループ発表の内容:

- 若い世代が中心になり、今後のまちづくりを考えた方がよいか働き盛りで難しい。参加しやすい環境づくりが大切。
- こどもが少なくなれば、学校の空き教室を活用して複合化すべき。
- 感染症や災害等の不測事態に備えて予算を立てておくべき。
- 施設は新設すると廃止しにくくなる。
- 新設・改修のタイミングでの熟考が非常に大切。
- 各地域のビジョンや地域の思いに沿って、まちづくりを考えないといけない。
- コスト重視で廃止・統合ではなく、芦屋のオリジナリティを考えて進めていくべき。
- ゲームには無かったが、ふるさと納税などの財源を集める動きも必要。
- みんなでちゃんと話をしてゲームに勝てたのがうれしかった。



(2) 市民と市長の対話集会 テーマ「公共施設」

公共施設の現況や財政の見通しのほか、前述市民ワークショップでいただいた意見等を踏まえ、JR 芦屋・阪神芦屋駅を「中心拠点」に、小学校を「地域の核」に位置付ける案を市民にお示ししたうえで、市民と市長の対話の時間を持ちました。

朝日ヶ丘集会所(令和7年(2025年)5月17日 10時~) 参加者10名

オンライン(令和7年(2025年)5月17日 14時~) 参加者16名

茶屋集会所(令和7年(2025年)5月27日 14時~) 参加者27名

潮芦屋交流センター(令和7年(2025年)5月27日 19時~) 参加者23名



※ 参加者の主なご意見（公共施設に関するもののみを掲載）

1. 公共施設の最適配置と未来志向の計画

- ハードよりソフト重視の施策展開
- 20～30年先を見据えたバックキャスティングによる施設計画
- 駅前を複合的公共施設の拠点として活用
- 類似機能を持つ施設の整理統合と相互連携の強化

2. 小学校を核とした地域拠点化

- 学校施設を地域コミュニティの中心として活用する方針に賛同
- 学校の統廃合を見据えた計画的対応の必要性
- 学校プールの民間施設活用など、施設機能の柔軟な再考
- ふれあい動物園の提案

3. 図書館機能の拡充と再構築

- 図書館をデータアクセス拠点かつコミュニティ空間として再定義
- 会話できる空間、子育て世代が集まる場所にしてほしい
- JR 芦屋駅南公益施設への設置の際は従来の機能とは違ったものにすべき

4. 文化施設の利便性と魅力向上

- 文化施設の認知度・利用率向上が必要
- 文化ゾーンのアクセス改善
- 駅前など人が集まる場所に設置

5. 施設利用の柔軟化とルール整備

- 営利/非営利の線引きを再考し、市民活動を促進する仕組み作り
- 施設貸出の運用ルール統一
- 民間活力導入による施設の有効活用

6. モビリティと地域特性への配慮

- 公共施設へのアクセス向上のための交通手段整備
- 地区ごとの特性に応じた施設配置
- 高齢者や子育て世代向けのイベントや手続きは地域で定期実施

7. 芦屋らしい特色ある施設への期待

- 他にはない特色ある施設の提案
- 芦屋のゆとりある特性を維持した施設整備
- 災害対応を含めた機能の充実

資料編

1 過去に行った対策の実績

解体	平成29年度(2017年度) ・宮塚町住宅、翠ヶ丘町西住宅 平成30年度(2018年度) ・岩園町住宅、岩園町テラス住宅 令和3年度(2021年度) ・朝日ヶ丘幼稚園 令和5年度(2023年度) ・打出公園便所棟 令和6年度(2024年度) ・中央公園便所棟
集約又は 統廃合	平成30年度(2018年度) ・高浜町1番住宅(朝日ヶ丘町住宅、朝日ヶ丘公社住宅、浜町住宅、 南宮町住宅、西藏町住宅、翠ヶ丘町22番住宅) 令和元年度(2019年度) ・精道こども園(精道保育所・精道幼稚園) 令和3年度(2021年度) ・西藏こども園(新浜保育所・伊勢幼稚園)
売却・譲渡等	令和3年度(2021年度) ・大原町住宅(一部売却) 令和4年度(2022年度) ・大東保育所(民営化) ・打出保育所(民営化)

上表は、当初計画策定(平成29年度(2017年度))以降に行った主な対策の実績をまとめたもの。なお、複数年度にまたがる事業は事業完了年度に計上しています。

2 施設保有量及び有形固定資産減価償却率²¹の推移

年度	施設保有量(延床面積)	有形固定資産減価償却率
令和元年度(2019年度)	398,258.49 m ²	65.0%
令和2年度(2020年度)	406,165.71 m ²	63.3%
令和3年度(2021年度)	398,266.17 m ²	64.3%
令和4年度(2022年度)	401,742.96 m ²	64.9%
令和5年度(2023年度)	400,568.41 m ²	66.4%

出典:DX 行革推進課資料、令和5年度統一的な基準による財務書類の概要(令和7(2025)年7月)

3 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

		維持管理・修繕	改修・更新等…①	耐用年数経過時に単純更新した場合…②	差引き…(①-②)
普通会計	公共施設	93,166	170,472	182,549	▲12,077
	インフラ施設	11,715	34,413	40,284	▲6,411
	小計	104,881	204,885	223,373	▲18,488
企業会計	公共施設	12,145	16,025	16,025	0
	インフラ施設	11,430	69,753	123,753	▲54,000
	小計	23,574	85,778	139,778	▲54,000
合計		128,455	290,663	363,151	▲72,488

出典:DX 行革推進課資料

上表は、公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みを示したものとして令和8年度(2026年度)から令和57年度(2075年度)までの50年間の見込みを計上しています。

「維持管理・修繕」…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕の費用を計上しています。建物は、毎年度作成している施設カルテから管理運営に必要な経費(光熱水費・修繕費・設備等点検費・警備費・清掃費など)も抽出し計上しています。

「改修・更新等」…施設を改修して当初より機能性や利便性が向上するようにすることや、経年劣化などにより機能が低下した施設を新しく取り替え、元と同程度の機能を回復するよう整備することで、第4章 将来更新費用試算で示した数値と同値です。

²¹ 有形固定資産減価償却率 : 償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を示すもので、資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化したもの。

芦屋市公共施設等総合管理計画
令和 8 年(2026年)3 月

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

芦屋市公共施設等総合管理計画【概要版】

計画の背景と目的

なぜこの計画が必要なのか

本市の公共施設の多くは、高度経済成長期(昭和40～50年代)や阪神・淡路大震災後の復興事業で整備されました。これらの施設は築30年以上が経過し、今後、大規模改修や建替えが集中します。しかし、人口減少や少子高齢化により税収の減少と社会保障費の増加が見込まれ、すべての施設を現在と同じ規模で維持することは困難な状況です。

計画の目的

市民と情報を共有しながら、限られた財源の中で、施設の長寿命化や効率的な運営、適正な配置を行い、将来にわたって安心して利用できる公共施設を持続的に提供することを目的としています。

計画の位置づけと期間

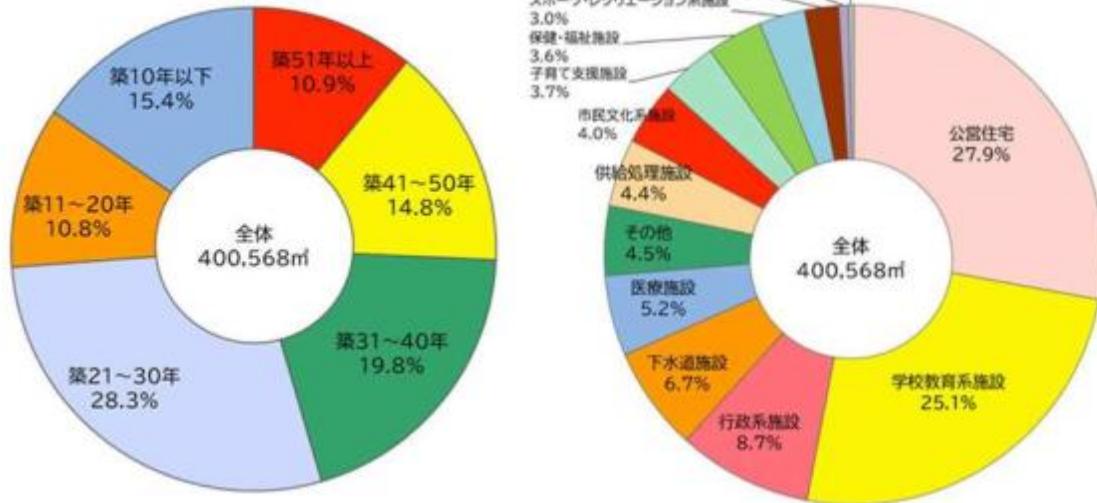
本計画は、市の最上位計画である「第5次総合計画」に基づく課題別計画であり、今後の公共施設等の基本方針を示すものです。計画期間は令和8年度(2026年度)から令和27年度(2045年度)までの20年間とし、社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。



現状と課題

公共施設の現状

本市が保有する公共施設は228施設、延床面積は約40万m²です。このうち築31年以上の施設が45.5%を占め、10年後には73.8%に達します。施設類型別では、公営住宅が27.9%、学校教育施設が25.1%と大きな割合を占めています。



人口の見通し

本市の人口は平成27年(2015年)の95,350人をピークに減少を続け、令和42年(2060年)には約76,400人(約19%減少)と見込まれます。特に、年少人口と生産年齢人口が大きく減少し、高齢者人口の割合が増加します。

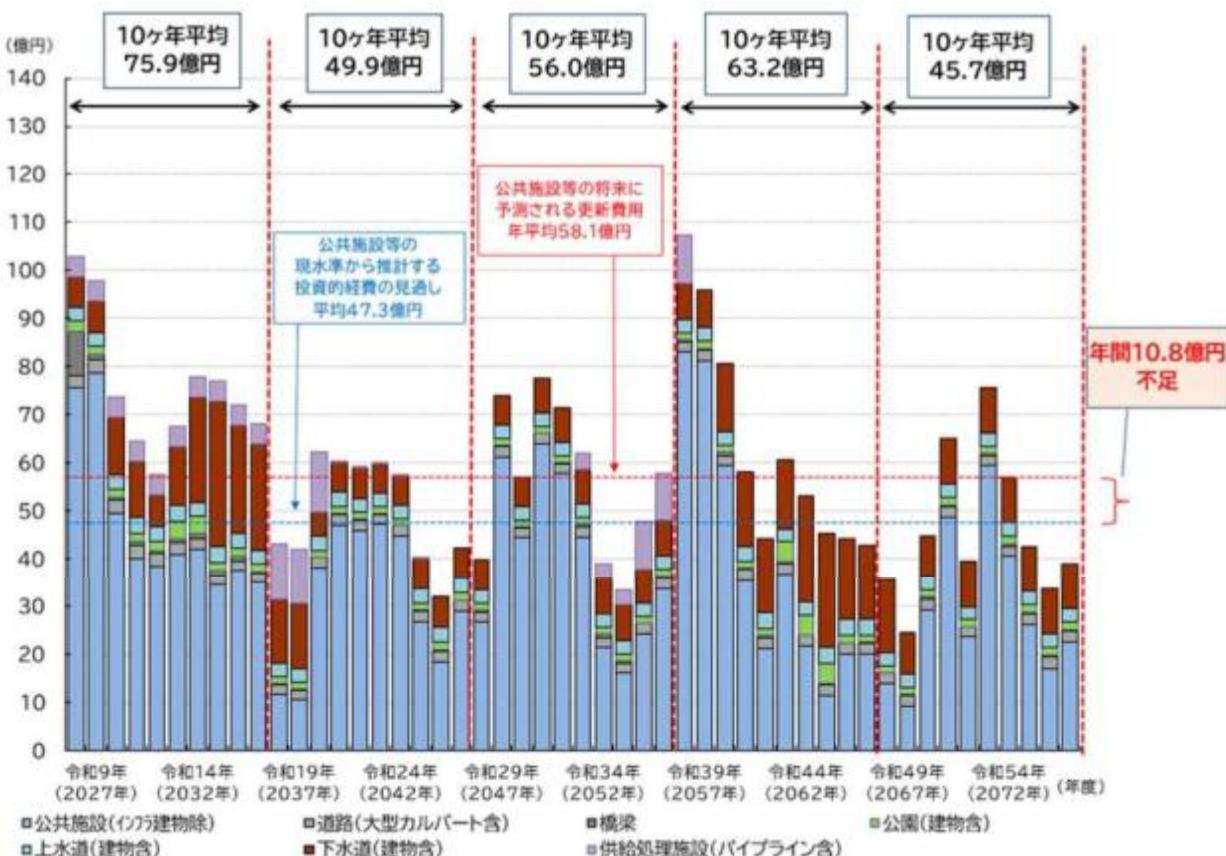


財政の見通し

人口減少により市税収入の減少が見込まれる一方、社会保障費は増加します。このため、公共施設の整備にかけられる予算は限られます。

将来更新費用の試算

今後50年間で公共施設の更新に必要な費用は、年平均約58億円と試算されます。一方、現在の投資可能額は年平均約47億円であり、年間約11億円の不足が見込まれます。このギャップを解消するため、施設の長寿命化や総量縮減などの取組が必要です。



基本方針と具体的な取組 理念

「今ある施設を、資源として捉え、時代やニーズの変化に対応したサービスを継続的に提供しながら将来に引き継ぐ」

3つの基本方針

① 施設全体の方向性を定め、引き続き使用する
施設は長く大切に使う

- ・適切な点検・診断を行い、計画的な修繕により長寿命化を図ります
- ・大規模改修時に長寿命化に向けた対策を実施します

② 効率的かつ効果的な施設運営

- ・包括管理委託やICTを活用し、サービス向上や維持管理コストを縮減します
- ・受益者負担の適正な見直しを行います

③ 市民ニーズに対応した使いやすい施設

- ・時代の変化に対応し、市民に利用される施設とします
- ・施設の情報を積極的に公開し、市民と共に考えます

数値目標

平成27年(2015年)時点の市民一人あたりの延床面積4.2m²を上限とし、人口動向や施設の老朽度、利用状況を踏まえ、統合、転用、複合化、縮小、廃止などの適正化を図り、施設を将来にわたって有効活用する視点を持ちながら、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共施設となるよう機能面や施設配置等の検討を行い、必要な見直しを進めます。

公共施設の最適化構想と今後の進め方

公共施設の最適化構想(令和8年度～27年度)

今後20年間で更新時期を迎える施設を対象に、プロジェクト方針の下、6つのプロジェクトを設定し、施設の利用圏域、更新時期、規模、位置、用途、利用実態等を踏まえた再配置により総量縮減を図ります。各プロジェクトの具体的なプランを検討するにあたっては、市民ワークショップや事業者向けサウディング等でニーズを把握し、エリアマネジメントの視点を活かしながら、「縮充」の観点で、より使いやすく使い続けられる施設づくりに取り組みます。

プロジェクト方針

中心拠点施設(JR 芦屋駅・阪神芦屋駅周辺)

交通利便性の高い駅周辺に、広域的に利用される公共性の高い施設を再配置します。

地区拠点施設(小学校等)

世代を超えた交流が生まれ、災害時には避難所として機能する施設とします。

その他プロジェクト方針

- ・学校及び就学前施設
- ・文化施設
- ・図書館機能
- ・市営住宅等
- ・地区集会所
- ・その他の施設

6つのプロジェクト

01

JR 芦屋駅南地区再開発に伴う周辺施設の再配置

02

本庁舎の更新時期にあわせた阪神芦屋駅周辺施設の再配置

03

学校園施設やその他施設の更新時期にあわせた再配置

04

シーサイドタウンのまちづくりと学校園施設等の再配置

05

文化施設等の更新時期にあわせた再配置

06

その他の施設

市民と共に考える公共施設マネジメント

市民ワークショップや対話集会を通じて、多くの市民の皆さんに公共施設の現状を理解していただき、一緒に未来の公共施設のあり方を考えています。こうした取組は、構想の見直し後も、適宜、行うものとします。



芦屋市公共施設等総合管理計画【概要版】令和8年(2026年)3月

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課